

9月9日（木）

令和3年9月9日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山下寿	（同）
7番	窪菌辰也	（同）
8番	脇谷のりこ	（同）
9番	佐藤雅洋	（同）
10番	安田厚生	（同）
11番	内田理佐	（同）
12番	日高利夫	（同）
13番	中野一則	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームひびか）
15番	有岡浩一	（郷中の会）
16番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
17番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
18番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
19番	井本英雄	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	外山衛	（同）
22番	山下博三	（同）
23番	右松隆央	（同）
24番	西村賢	（同）
25番	二見康之	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	野崎幸士	（同）
34番	徳重忠夫	（同）
35番	日高博之	（同）
36番	星原透	（同）
37番	蓬原正三	（同）
38番	丸山裕次郎	（同）
39番	濱砂守	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野讓二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	佐藤隆司
代表監査委員	緒方文彦
人事委員会事務局長	福嶋清美

事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民一
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 議席の一部変更

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

ここで、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 代表質問

○中野一則議長 本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、日高博之議員。

○日高博之議員〔登壇〕（拍手） 皆さんおはようございます。自由民主党の日高博之でございます。

質問に入ります前に、知事、57歳の誕生日、おめでとうございます。また、結婚30周年、真珠婚ということで、あわせて、おめでとうございます。

しかし、これからが知事の手腕の見せどころでございますので、引き続きしっかりと精進を重ねながら頑張ってもらいたいとエールを送りたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして代表質問を行います。

まず、新型コロナウイルスに感染され、これまでにお亡くなりになった方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様にご心からお悔やみを申し上げます。

また、療養されている全ての方々の一日も早い回復をお祈りいたします。

それでは行きます。

昨年から世界中に蔓延している新型コロナウイルスは、新しい生活様式をはじめ、私たちの暮らしや働き方、価値観に大きな影響を与えました。

新型コロナの感染拡大が起きる前、日本におけるデジタル化のスピードは非常にゆっくりしたもので、その実現にはもっと時間がかかると思われましたが、感染拡大により世界に後れを取っていることが明らかとなってから、デジタル化は急速に進み、都市部でのテレワークの浸透や、全国の学校における1人1台の端末整備など、様々な分野で広がりを見せています。

また、東京への人口流入に歯止めがかかるだけではなく、地方回帰と言われるような東京からの流出など、人の流れにも変化が見られるようになってきています。

現在、県では、コロナの影響や人口減少等を見据え、総合計画の見直しに着手していますが、県の将来を考える上で、変わるもの、変わらないもの、残すべきものがあると考えております。

今回の新型コロナによるデジタル化や地方回帰などの変化は、まさに「変わるもの」であり、計画にもしっかりと反映させるべきであろうと思いますし、一方で、大切に残すものとしては、人の温かさや中山間地域の暮らしなどではないかなと考えております。

そこで、現在策定作業を進めている新たな総合計画の見直しに当たってのポイントを、知事にお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、ほかの質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

新たな総合計画の策定に当たりましては、長期的に人口が減少していくという前提に立って、子育て環境の充実や若者の県内定着など、引き続き人口減少問題への対応を中心としつつ、議員御指摘のとおり、急速なデジタル化や地方回帰の動きなど、新型コロナに伴う社会変容にも的確に対応していく必要があります。

特に、自然に囲まれた安全・安心な生活環境をはじめ、地域の絆や伝統文化など、宮崎ならではの豊かさを将来にわたってしっかりと維持・継承していくとともに、デジタル技術を活用して、働く場の創出や医療・福祉の充実、地域交通の維持を図るなど、人口規模に応じた魅力ある地域づくりを進めていくことが重要であると考えております。

このような考え方の下、県内各地域の様々な世代の皆様をはじめ、市町村や産業界、県議会の皆様等の御意見を伺いながら検討を行い、人口が減っても地域の活力を維持し、あらゆる人々が夢や希望を持って、豊かさを実感できる社会の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○日高博之議員 これまでも、地方創生に向けた様々な取組が多くなってきましたが、人口の減少に歯止めがかからず、特に東京への一極集中の流れは止まらない状況でした。

しかし、今回のコロナ禍を機に、テレワークの急速な進展、地方で暮らすことの魅力の高まりなどにより、地方回帰の動きが見られつつあり、実際に、今年3月卒業の本県高校生の県内就職内定率は昨年度を上回ったり、東京からの転出者が増加するなど、データでも表れてきております。

しかしながら、このような本県にとって追い風と言える動きも、コロナが鎮静化すれば、再び若者は給料が高い都市部の企業へ就職してしまい、コロナ前の状況に戻り、将来的に本県の活力を維持することができなくなるのではないかと懸念されるところであります。

そこで、人口減少の抑制を図っていくためには、移住・定住の促進、若者の県内定着を図ることが重要であると考えますが、その取組について知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 出生数の減少などにより、人口の自然減がさらに拡大することが見込まれる中、人口減少を抑制し本県の活力を維持していくためには、少子化対策に加えまして、御指摘のような移住・定住の促進や、若者の県内定着を図るなど、社会減の抑制を図る取組が重要であると考えております。

このため県では、移住希望者を対象とした相談窓口の運営や、本県の魅力の発信を行うとともに、空き家改修など市町村が行う受入れ環境整備への支援等に取り組んでいるところであり、昨今の地方回帰の流れもあって、移住世帯数は年々増加しているところであります。

また、若者が県内に定着するためには、ワーク・ライフ・バランスや十分な収入の確保など、県内企業が若者にとって魅力あることが重要でありますことから、県の人材育成プログラムであります「ひなたMBA」の実施や、仕事と生活が調和した働きやすい企業等を表彰する「ひなたの極」認証制度などに取り組んでいるところであります。

今回の地方回帰の流れを好機と捉え、市町村や県内の関係機関と連携をしながら、人口減少の抑制に努めてまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。移住

や若者の定着のために、様々な取組を行っているとのことですが、私は、企業の魅力を高めていくためには、何よりも「人」が重要だと考えております。

経営者が、先を見通す力や柔軟な発想を持つほか、企業の成長だけを考えるのではなく、社員の給与や働き方、人材育成など社員を大切にすることが、企業の魅力向上に、ひいては若者の就職につながるのではないかと思います。

そこで、県の人材育成プログラム「ひなたMBA」の取組内容について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 宮崎ビジネスアカデミー、通称「ひなたMBA」であります。地域経済を牽引する人材の育成を目的として、経営戦略やビジネススキルを学ぶプログラムを提供しておりまして、この5年間で5,000名を超える方々が修了されております。

企業の成長には、働く場の魅力向上も重要であることから、経営者から若手までの各階層に応じたプログラムにおきまして、社員の意欲向上や労働環境の改善、仲間意識の構築といった内容も重視しておりまして、このような取組を通じ、若者の県内定着につなげていきたいと考えております。

昨年度は、県内企業に対しましてヒアリング等を行い、より企業ニーズを踏まえた実践的なプログラムへと改善を図ったところでありますので、今後も、「ひなたMBA」の内容充実に努めてまいりたいと思います。

○日高博之議員 ありがとうございます。

次に、デジタル化の取組についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大への対応を通じて、行政分野をはじめ、我が国のデジタル化の

遅れが明らかになりました。

一方で、全国的な人の移動の制限や、接触機会の減少を背景に、テレワーク、ウェブ会議、キャッシュレス決済など、これまでなかなか進まなかったデジタル技術の導入が現実的なものとなってきております。

このような中、国においては、デジタル社会の形成に関する施策を推進する、新たな司令塔となるデジタル庁が今月設置されるなど、デジタル社会の実現に向けた動きが一層加速していくものと期待されます。

デジタル化については、その導入に当たって様々な課題もあり、一足飛びにはいかない部分もあると思いますが、本県においても県民の利便性向上を図る上で、スピード感を持って取り組んでいくことが重要であると考えております。

知事は、今年度を「みやざきデジタル化元年」と位置づけておりますが、デジタル化にどのような思いで取り組まれるのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 社会全体のデジタル化が急速に進む中、国は、「誰一人取り残さない」を合い言葉に、人に優しいデジタル化を目指していくこととしております。

デジタル化には、コストや人材育成等の課題があり、全ての分野において一気に導入することは難しい面もありますが、例えば、中山間地域等の交通が不便な場所であっても、都市部と同様の教育等が受けられるなど、地理的・時間的制約の克服に大きな効果があると考えておりますので、私は本来、本県のような地方こそ率先して取組を進める必要があると考えております。

そのため、本年3月に宮崎県情報化推進計画

を策定し、「デジタル・ガバメントの推進」「暮らしや産業の振興」「情報環境の整備・充実」の3つの柱によりまして、全ての県民がデジタル化の恩恵を享受できるよう、その取組をスタートしたところであります。

県としましては、豊かで活力あふれるデジタル社会の実現を目指して、国や市町村に加え、関係団体とも十分連携し、スピード感を持って取り組んでまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。県庁が、デジタル化が一番遅れているんじゃないかなと推測するんですけども、しっかりその辺、職員の、情報政策課ですか、そこを中心にやってもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、歳入確保対策についてであります。

令和2年3月に本県で初めて新型コロナウイルス感染症の患者が確認されて以来、度重なる感染拡大と、それに対応する県独自の緊急事態宣言の発令等により、県民生活、県内経済は大きな影響を受けています。こうした県内経済活動の低下により、貴重な自主財源である県税や、使用料・手数料収入にもマイナスの影響が生じているものと思われまます。

一方で、総務省発表の令和2年度地方税、税収の決算見込みによりますと、都道府県税の決算見込みは、対前年度比で0.3%増となることとであります。

そこでまず、令和2年度決算における県税収入、使用料・手数料収入の現状について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 令和2年度決算における県税収入は、1,006億1,022万円余となる見込みであり、令和元年度と比較しますと、9億7,157万円余、率にして1.0%の増となっております。

ります。

新型コロナの影響によりまして、法人事業税など一部の税目で減収となりましたが、消費税引上げの効果が税収に反映されたこと等によりまして、平成30年度以来、2年ぶりに1,000億円を超える税収を確保したところであります。また、使用料・手数料収入は、96億3,661万円余となる見込みであり、令和元年度と比較しますと、2億4,801万円余、率にして2.5%の減となっております。

県立高校の生徒数の減に伴う授業料の減や、新型コロナの影響によるパスポート交付件数の減などにより減収となったところであります。

○日高博之議員 県税収入については、前年度を上回る見込みとのことですが、令和2年度は、鉱工業生産指数が対前年度比で8.9ポイント減、新設住宅着工戸数が同じく10.2%減、宮崎空港の国内線乗降客数が58.5%の減など、本県の主要な経済指標の多くが悪化しており、企業の業績は大きく落ち込んでおります。

また、「生活福祉資金貸付制度」の令和2年度の融資実績は、51億8,000万円余で過去最多となったことから、収入が減少し、日々の生活に苦勞されている方も増えていることが、数字にも表れております。

このようなコロナ禍において、令和2年度の県税収入が増加した要因について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 令和2年度に新型コロナの影響を受けたと考えられる税目としましては、法人事業税が5.5%、11億3,699万円余の減収、軽油引取税が4.7%、4億3,144万円余の減収となっております。

一方で、個人県民税は、令和元年の個人所得が課税対象であり、新型コロナの影響がなく所

得が堅調に推移したことから、1.8%、5億2,606万円余の増収となっております。

また、地方消費税譲渡割は、令和元年10月の消費税率引上げが税収に反映されたことにより、22.4%、36億1,529万円余の大幅な増収となっております。

こうしたことから、新型コロナの影響はあったものの、県税収入全体としては増加となったものであります。

○日高博之議員 令和2年度の景気動向を示す数字を見ると、我が国のGDP実質成長率は、対前年度比マイナス4.5%と、リーマンショック時を超える落ち込みとなっております。また、先ほど申し上げましたとおり、本県の主要経済指標も軒並み悪化しております。

さらに、現在まさに直面している第5波に対して、本県においても8月27日から「まん延防止等重点措置」が適用されるなど、経済への影響は長期化し、先の見えない状況となっております。こうした経済の落ち込みは、令和2年度県税収入には限定的にしか反映されておらず、今年度以降の税収にも長くマイナスの影響を及ぼすことも懸念するところでございます。

このような中、令和3年度の県税収入をどう見通しておられるのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 令和3年度の県税収入につきましては、地方消費税譲渡割について、消費税率の引上げの効果が年間を通して表れることから、令和2年度決算見込みからさらに17億円増加するものと見込んでおります。

一方で、新型コロナの影響により、個人県民税が約30億円、法人事業税が約26億円の減と予想されることなどから、全体では約51億円減の954億8,000万円を見込んでいるところであり

ます。

現在の新型コロナの感染状況を踏まえ、今後も厳しい状況が続くことが懸念されますので、県民生活や県内経済の状況を注視しつつ、県税収入の確保に努めてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 ボディーブローのように、令和3年度決算から、このコロナの影響が税収として出てくるということだと思いますので、それにしっかりと対応していただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、全国知事会地方税財政常任委員会委員長としての取組についてお伺いいたします。

第5波の感染爆発の状況を見ますと、医療体制の確保や事業者支援といった対策に加え、大きな打撃を受けている地域経済の回復に向けた様々な手立てを大胆に実施していく必要があります。

しかし、対策を実施するためには財源が必要です。コロナ対策に多くの財源を割くようであれば、本県の令和3年度予算に計上された、他の事業に影響を及ぼすことにもなりかねません。先立つものがなければ、思い切った決断もできないものでございます。

総務部長の答弁にありましたが、令和2年度の決算見込みにおいて、県税収入全体では増加しているものの、法人事業税等は減少しており、また今年度の税収は、令和2年度決算から51億円減という見通しであります。今後も不透明感は否めないかと。

新型コロナの感染爆発により、地方税収の見込みが不透明になる中、知事は、全国知事会地方税財政常任委員会委員長として、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のような状況の

中、地方税財政におきましては、目下の新型コロナ対策のための財源確保に加えまして、今後、団塊の世代が後期高齢者になることに伴う社会保障関係費の増加などに対応できる財源確保が大変重要であると考えております。

このため、全国知事会の地方税財政常任委員会としては、直近では、全国都道府県に対する様々な財源の活用状況の調査結果を踏まえまして、全国知事会としての提言を取りまとめ、国への要請活動を重ねることによりまして、成果としまして、新型コロナの地方創生臨時交付金の都道府県及び市町村に対する3,000億円の新たな配分、さらには骨太の方針2021において、地方一般財源総額について、来年度からの3年間は今年度と実質的に同水準を確保する旨の決定などにつながっているところであります。

今後とも、国の補正予算等も見据えたさらなる財源確保や、将来にわたって安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実が、極めて重要であると考えております。

税財政委員長としまして、政府・与党の幹部とのつながりや、全国の知事との連携を強固にしつつ、地方の実情をしっかりと伝え、一層、適時適切な要請活動を重ねたいと考えておりまして、全国のため、ひいては宮崎県のために全力を尽くしてまいります。

○日高博之議員 ただいま知事から、委員長としての取組について、成果も交えながら答弁いただきました。ありがとうございます。

一定の成果の陰には、政府・与党に幾度となく要望された知事の御努力はもとより、知事を支えている政策調整監をはじめ、組織として取り組まれていることと存じます。

コロナ禍という前例のない事態の中で、就任1年目の委員長が全国の都道府県を取りまと

め、政府・与党のキーパーソンの理解を得るまでには、相当な苦労や工夫もあったのではないかと推察いたします。

新型コロナの財源確保については、各都道府県の感染状況や対策、財政状況も様々であり、また、前例のない事態での国とのやり取りが求められる中、宮崎県は、地方税財政常任委員会のいわば事務局として、どのような課題を認識し工夫しているのか、政策調整監にお伺いいたします。

○政策調整監（渡辺善敬君） 新型コロナの財源確保などの要望活動では、御指摘のとおり、事態が変化するスピードの速さ、各県の実情・ニーズの違い、国と地方の立場の違いなどがある中、いかに要請内容を調整し、国に働きかけるかが課題でございます。

このため、知事の指示を仰ぎながら、県庁関係部や他県幹部と連携を密にしまして、感染状況に応じた財政需要を分かりやすく示せるデータを調査する、客観的データに基づき、実情を聞き取った上で、都市部と地方部の全体にとって求められる要請案をつくる、政府・与党の問題意識を把握し、国側の視点にも立って「伝わる」資料をつくり、地方の実情を具体的かつタイムリーに要望することなどに、事務局である広域連携推進室職員とともに工夫を重ねております。

今後、一層充実した活動ができるよう努めてまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。委員会の活動については、これまで本会議で知事から答弁もいただいております。

しかし、税財政という行政の根幹に係る課題を扱いながら、あまりにも広範で抽象的であるがために、政策調整監をはじめ担当部署の活動

が、県民や県内の行政機関には分からないのではないかと感じております。

先ほど、「全国のため、宮崎のため、さらに充実した要望としていく」と答弁がありました。そのためには、県内の行政関係者の理解と協力を得ていく必要があると考えます。

地方税財政常任委員会の活動は、県民はもとより、県内の行政関係者にも見えにくいと感じますが、どのように取り組んでいくのか、政策調整監にお伺いいたします。

○政策調整監（渡辺善敬君） 御指摘のとおり、地方税財政常任委員会の活動につきましては、分かりやすく伝えていくことが大変重要であります。

このため、県議会や市町村への情報提供はもとより、報道機関に対する囲み取材や勉強会、講演会等での活動の説明などを通じて、積極的な情報発信に努めております。

また、他県との連携により、本県の課題の解決につなげるとともに、知事会に積極的に提言するよう職員の意識を高めるため、地方税財政の専門家をお招きしての県庁内勉強会の開催や、知事会要望に広く本県の意見を反映することができるよう、各課への助言なども行っております。

今後とも、情報提供・理解醸成にしっかりと取り組んでまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。この間は、何か時局講演もされたというふうに、政策調整監から聞いております。

昨年まではよく見る顔でありましたが、今年に入ってからは、ぱったり見なくなり、みんな心配しておりましたが、こういったことで重要な役割を担っているんだということが、やっと今日分かりましたので、ぜひ知事を今後とも支

えながら国に提言していただきますよう、よろしくお願いたします。

次に、長距離フェリーについて伺います。

長距離フェリーは、本県の基幹産業である農畜産物を安定して消費地に輸送する重要な役割を担っているほか、教育旅行やスポーツ合宿等の観光客も多数利用するなど、まさに「本県経済の生命線」であり、重要な交通基盤であります。

このため、県、宮崎市、地元経済界が連携した「オール宮崎体制」で支援することにより、航路を長期的、安定的に維持していくこととしており、県議会においても、令和元年11月議会で、新船の建造経費として、県から約40億円の融資に係る債務負担を議決したところであります。

その過程では、総務政策常任委員会、商工建設常任委員会の合同審査会が開催されるなど、今後の事業計画の妥当性をはじめ、様々な課題について議論を重ねてきたところであります。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大が一向に収束の糸口をつかめない状況が続いており、まさに現在も、デルタ株の影響により全国的に広がっている第5波の真っただ中で、本県の様々な業種においても大きな影響が出ております。

当然、交通・物流界も例外ではなく、度重なる感染拡大で国内の生産活動が停滞し、また、緊急事態宣言の発令で人流が制限されたことにより、陸・海・空、全ての交通機関において、経営に深刻な影響が出ております。

このような中、宮崎カーフェリーの令和2年度決算は、前年度と比較して貨物輸送量が約9%の減、旅客輸送量に至っては約60%の大幅な減となっており、営業損益がマイナス4億9,800万円と非常に厳しい赤字決算であったことが報

道されました。

このように、出口が見えないコロナ禍の中で、各交通機関が知恵と工夫を凝らし、需要の回復に懸命に取り組んでいるところでありますが、新船就航を控える中、宮崎カーフェリーにおいては需要回復にどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） ただいま御指摘のとおり、新型コロナウイルスの影響によりまして、長距離カーフェリーにつきましては、特に旅客部門における影響が深刻であります。まずは、その需要の回復が最重要課題と考えております。

現在、宮崎カーフェリーにおきましては、自動発券機やスマートチェックインの導入、相部屋の貸切り利用無料化など、感染防止対策を徹底し、安全な船旅を提供する取組が進められております。また、来年度の新船就航後は、旅客需要の大幅な拡大が期待できますことから、本年10月の進水式を皮切りに、テレビやウェブなど各種媒体を活用した大型プロモーションを、県内外において展開する予定であります。

このほか、貨物につきましても、特に課題となっております下り荷の確保など、需要回復に向けた取組を進めているところであります。

○日高博之議員 新船の建造経費として、県から40億円の融資に係る債務負担の是非を議論する過程で、合同審査会において、運航会社が新船建造に当たり作成した長期収支計画を示していただきました。

この計画では、これまでの輸送実績などから設定した、堅めの計画であると説明を受けているところですが、当然、コロナの影響は想定されておらず、計画どおりに進めることが難しくなっているのではないかと心配をしております。

ます。

令和2年度の決算から判断しても、コロナの影響は非常に大きいとうかがえます。新船建造に当たりまして策定した長期収支計画について、コロナの影響を踏まえた見直しの必要性について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 新船建造に当たりまして策定された長期収支計画につきましては、燃料費の変動とか貨物需要の見直しなど、様々な要因を考慮してはございましたけれども、計画を策定した時点におきまして、現在のようなコロナ禍は想定しておらず、昨年度の実績は計画を大きく下回ったところであります。

今年度につきましても、感染力の強いデルタ株が全国的に蔓延する中、特に旅客については厳しい状況が続いております。

このため、宮崎カーフェリーにおきましては、計画見直しの必要性につきまして検討が進められているところでありまして、本年度上半期の実績を踏まえて判断することとしていると伺っております。

○日高博之議員 ぜひ、その見直し計画は議会に示していただきたいなど。議会も40億円を可決した責任も当然ございますので、よろしくお願ひいたします。

次に、地域間幹線バス路線についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、バスの利用者が激減、地域間幹線バスを運行する宮崎交通の収益が大幅に悪化し、一部の路線では、路線の維持が困難な状況となっております。このため、6月議会において、県は地域間幹線バス路線を維持するため、補助金による緊急的な支援のほか、バス路線網を見直すための調査事業が補正予算として可決されました。

これまでの間、新聞等では、地域間幹線バス路線の維持をめぐり、何度か大々的に報道されるなど、本県のバス路線が今後どうなるのか心配しております。

そこで、地域間幹線バス路線の見直しについて、現在の状況と今後の取組を総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 地域間幹線バス路線の見直しにつきましては、7月に県バス対策協議会を開催いたしまして、本協議会の8つの地域分科会に、路線見直しのためのバス路線対策会議を新たに設置したところであります。

この地域ごとの対策会議につきましては、準備が整ったところから、国、県、市町村や交通事業者による協議検討を始めているところであります。

また、調査事業につきましても、先月、受託事業者を決定し、バス利用の実態を把握する乗降調査をはじめ、地域住民へのアンケート、バス事業者等へのヒアリングなどを行うこととしておりまして、この調査結果を踏まえ、地域の実情に応じた運行区間の見直しや、コミュニティバス等、他の運行形態への転換など、具体的な対応方針を本年度中に取りまとめたいと考えております。

○日高博之議員 今、答弁にありましたが、県と市町村は、緊急的な支援を決定して、7月には、バス対策協議会の地域分科会に「バス路線対策会議」を設置、路線網を見直す調査事業も開始しており、県と市町村は取組を進めているところですが、これまでのように、大型のバスを走らせ、赤字補填を続けながら地域交通ネットワークを維持していくことは、非常に困難だと考えます。

今後は、地域の利用実態に合わせて、バス車両の小型化や運行のデマンド化などを進めていく必要があります。そのためには、市町村も地域の足をどう守っていくのか真剣に考えて、一層の危機感を持ちながら、県とともに積極的に見直しを進めるべきであると考えます。

一方で、これまでの新聞報道を見ますと、地域間幹線バス路線で「事業者が負担している赤字は行政が全額補填すべきだ」「10月以降の赤字補填を」といった財政支援を求める記事ばかりが大きく取り上げられております。事業者である宮崎交通の経営改革に向けた取組が、あまり表に出てきておりません。

事業者と行政では、立場や考え方の違いがありますけれども、バス路線を維持していくためには、バスを運行する宮崎交通の自助努力は当然あってしかるべきだと。

県と市町村が協力して見直しに取り組んでいる中、バス事業者にはさらに経営努力を求めるべきだと思いますが、総合政策部長に考えをお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） ただいま御指摘のとおり、持続可能なバス路線網を構築するためには、バス事業者自らの経費削減、あるいは利用促進による赤字圧縮などが必要であると考えております。このことについては、県や市町村からも、さらなる経営努力を求めているところであります。

宮交グループといたしましても、グループ全体の事業構築プランを本年3月に策定され、[※]経営改善に取り組んでいるところでもありますけれども、新型コロナの影響によりまして、ほぼ全ての事業部門が厳しい経営状況にありますので、これまでと同じ方法で路線を維持することには、一定の限界もあると考えております。

※ 23ページに訂正発言あり

このため、地域の実情に応じた運行区間の見直しや、市町村によるコミュニティバスへの転換、新たな事業者への切替えなども含めて、市町村や他の事業者と併せて効率化を検討してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 ぜひ前向きにお願いいたしたいと思います。

次に、タクシーと貸切りバス事業者等について伺います。

タクシーは、地域に密着した輸送サービスの担い手として、日常の買物、通院など、県民の生活に必要な公共交通機関であります。新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、昨年2月以降、外出自粛要請、イベントの中止、観光客の激減などにより、利用者が大幅に減少し、事業者の収入は大幅に落ち込み、甚大な影響を受けています。

また、貸切りバスについては、主に団体旅行や修学旅行等で利用されていますが、ほかにも地域のグループ旅行をはじめ、部活動やスポーツ大会での利用、冠婚葬祭による送迎など、地域生活においても様々な形で利用されています。

しかしながら、新型コロナが猛威を振るい、外出を控える日々が続き、貸切りバス事業者は先が見通せない状況が続いております。

このような中、県は6月補正予算において、地域のタクシーや貸切りバス事業者などに対し、事業継続を支援する「市町村交通事業者支援事業」を措置していますが、この事業の進捗状況について総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） タクシーや貸切りバス事業者につきましては、長期化する新型コロナウイルスの影響によりまして、利用者が大幅に

減少し、経営が非常に厳しい状況となっております。

御質問の市町村交通事業者支援事業につきましては、6月補正予算の成立後、市町村の意向調査を行い、市町村からは、地域のタクシー事業者や貸切りバス事業者などに対する給付金事業等を実施したいとの回答がありました。

その後、おおむね市町村からの提案を踏まえた形で調整を行ったところであり、各市町村におきましては、予算化に向けた手続を進めていただいているところであります。

なお、先ほどの答弁の中で、宮交グループの経営改善につきまして、事業構築プランと答えましたけれども、事業再構築プランでありましたので、訂正をさせていただきたいと思えます。申し訳ありませんでした。

○日高博之議員 時間がありませんので、次に移ります。新田原基地についてお伺いいたします。

7月末に、米軍ヘリが串間市内の民有地に不時着する事案が発生しましたが、この米軍ヘリは新田原基地を飛び立ったとのことでした。

この事案からは、米軍ヘリがなぜ新田原基地にいたのか、日常的に駐機しているのではないかという疑問が湧きました。また、これまでも日米共同訓練が新田原基地で複数回実施されており、さらに現在、米軍の緊急時使用のため、新田原基地に弾薬庫等の整備が進んでおります。

これらの実情を踏まえますと、今後さらには、米軍の新田原基地への依存度が増していくのではないかと、いずれ新田原基地が米軍基地化するのではないかと、いった懸念もあるところであります。

そこで、米軍ヘリの駐機や共同訓練の実施、

弾薬庫等の整備など、近年、米軍が新田原基地を重要視していると思われませんが、このことについて、県はどう分析しているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 新田原基地におきましては、これまで過去10回にわたり日米共同訓練が実施されておまして、現在は、我が国南西地域の安全保障体制の確保や、沖縄の基地負担軽減などを目的として、米軍の緊急時使用のための施設整備等も行われているところであります。

また、今回の米軍ヘリの新田原基地への駐機については、天候不良のため臨時的に行ったものと説明を伺っておりますが、これまでのもろもろの状況を踏まえますと、米軍にとっても、新田原基地がその重要度を増しているのではないかと考えているところであります。

県としましては、県民の安心・安全の確保の観点から、引き続き、県内における米軍の活動を注視するとともに、これまで以上に、国に対しては、迅速かつ丁寧な情報提供を求めてまいります。

○日高博之議員 情報提供を速やかに、早くもらうことです。先にその情報が出るから、その辺を見直すようお願いしたいと、強く防衛省のほうに働きかけていただきたいと思えます。

次に、F35Bについてお尋ねいたします。

防衛省からは、最新鋭ステルス戦闘機F35Bを新田原基地に配備する計画であることについて、県議会にも説明があり、また今週月曜日には、新富町長が町議会において「受入れを前提に国と協議していきたい」との考えを示されたところであります。

国内の自衛隊基地としては初めて、F35Bという最先端の戦闘機が配備されることから、安

全保障上の位置づけも高まり、新田原基地が標的とされるのではないかと懸念もあります。また、飛行回数も相当程度増えると伺っておりますので、騒音も増大し、事故のリスクも高まるのではないかと不安を感じる方も多くいらっしゃいます。

さらには、そうした懸念や不安の結果として、例えば、移住を考えている方や立地を考えている企業が、移住や立地を断念するなど、地域へのマイナス面も出てくるのではないかと声も聞かれております。

そこで、F35Bの配備などにより新田原基地の重要度が高まり、危険度が増すと考えますが、地域住民等への不安について、県はどのように考えているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） F35Bにつきましては、新田原基地への配備の意向が国から示されたところでありますが、騒音の増大に加え、弾薬庫の整備等と相まって、基地が攻撃対象となるリスクが高まるのではないかとといった不安や、それに伴う様々な影響への懸念の声が、県民から寄せられているところであります。

これまでも、国に対しましては、県民に不安を生じさせることのないよう、リスク等に対する具体的な対策を求めてきたところでありますが、防衛省からは、「今回の配備による防空能力の向上により、基地を含めた我が国への攻撃に対する抑止力につながるものである」との認識が示されるのみで、具体的な対策の説明は行われていないところであります。

県としましては、地元市町とも連携しながら、改めて、こうした県民の不安や懸念の声为国に伝えるとともに、不安解消につながる具体的な施策の実施等につきまして、引き続き強く

求めてまいります。

○日高博之議員 よろしく申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

県内での鎮静化がいまだに見えない新型コロナの第5波は、デルタ株の極めて強い感染力により、全国的に感染爆発が発生し、本県でも8月に入り感染者数が急増しました。

県では、これまでの経験を踏まえ、感染防止対策や県民への注意喚起に取り組みされるとともに、地域の感染状況に応じ、警戒区分の上げや警報の発令など、早めの措置を取られております。

8月6日の宮崎市の飲食店等への営業時間の短縮要請の後に、11日には、感染状況や盆休みの人流影響などを踏まえ、県独自の緊急事態宣言を発令されております。

その後も感染拡大に歯止めがかからず、100人を超える感染者が相次いだことから、知事は、国に対して「まん延防止等重点措置」を要請し、適用が決定しました。期間は、8月27日から9月12日までとされ、県対策本部会議において、感染状況の厳しい宮崎市、日向市、門川町が重点措置区域に指定されました。

当該区域には、飲食店等での酒類の提供禁止や、大規模集客施設の営業時間短縮等の要請がなされ、また、これに併せて、緊急事態宣言及び県下全域の飲食店への営業時間短縮の期間が延長されました。

現在、県内の新規感染者数は減少してきておりますが、引き続き警戒が必要であると認識しております。

その一方で、国のまん延防止等重点措置の適用や、県独自の緊急事態宣言の発令等により、県民や事業者、地域経済に与える影響は非常に

大きいため、事態収束の見通しが立った場合には、速やかに次のステージへの移行の必要があるものと考えております。

本日、国のまん延防止等重点措置の延長について、正式決定があると伺っております。重点措置が延長された場合の対象地域の決定や、県独自の緊急事態宣言の見通しについて、知事はどのように考えているのかお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 県民の皆様の御協力をいただく中で、県内の新規感染者数は減少傾向に転じておりました、ここ数日、50人未満で推移しております。直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数は、一昨日時点で32.3人と、第5波のピークであります79.0人から大きく減少しているところであります。ただ、依然として極めて高い水準で推移していることに注意が必要であります。

また、入院患者数は過去最多の水準にありまして、病床使用率も43.7%と非常に高く、医療提供体制は依然として極めて厳しい状況が続いております。本県の医療提供体制が脆弱であることを考えると、当面、現在の強い行動要請を継続しながら、感染者のさらなる抑制を図っていく必要があると考えております。

今後、早期に経済の回復を図り、日常生活を取り戻していくためにも、中途半端に対策を緩めてリバウンドのリスクを残してしまうのではなく、県民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、十分に鎮静化を図っていく必要があるものと考えております。

そのため、国のまん延防止等重点措置につきましては、本県としても延長やむなしと判断し、国に対して内々にその意向を伝えていたところであります。本日、国の正式な決定があると伺っておりますが、本県への適用について

は、延長される見込みとなっております。その際には、重点措置区域の指定につきましては、感染が高止まりしております宮崎市について継続したいと考えております。

なお、県独自の緊急事態宣言につきましても、現在の状況を踏まえると、延長せざるを得ないものと考えており、飲食店等における営業時間短縮要請につきましても、全市町村において延長する方向で検討しているところであります。

これらの取扱いにつきましては、今後、医療関係の専門家や市町村長の意見も伺いながら、本日開催いたします県の対策本部会議において、正式に決定する予定としております。

○日高博之議員 ちょっと確認なんですけど、今の答弁を聞くと、まん防が適用されていた日向、門川については外れるということでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 現時点ではそのように考えております。

○日高博之議員 続いて行きます。感染拡大防止のため、営業時間短縮要請などに協力していただくためには、飲食店をはじめとする事業者への支援が重要であり、そのためには、必要な予算確保がされていることが前提となります。

第5波への対応においては、刻々と状況が変化中での予算措置が必要であったと考えますが、知事はどのような考え方で予算対応をしてきたのか伺います。

○知事（河野俊嗣君） この新型コロナの第5波におきましては、営業時間短縮要請や県内事業者への支援など、8月に、補正予算の編成を4回行っております。

このうち最初の3回は、専決補正予算であります。時々刻々と変化する感染状況等を分析

しながら、飲食店への営業時間短縮要請などの感染症対策を緊急に行う必要があったものであります。また、協力金の財源につきましては、国が8割、残り2割を県と市町村で折半して負担するなど、従来の事業の枠組みを活用しながら、必要となる予算につきましても、私の責任で緊急に決定したものであります。

4回目の補正予算につきましては、8月18日に、まん延防止等重点措置を国へ要請しましたが、適用が決定するまで1週間程度の時間を要すること、また、本県で初めて適用される、重点措置に関連する政策的な予算でありましたことから、臨時会での予算審議をお願いしたところであります。

引き続き、感染症対策や経済対策など、コロナ対策に必要とされる予算等につきましては、機動的かつ迅速に対応していく必要があるものと考えております。

丁寧な説明に努めてまいりますので、議会をはじめとする県民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○日高博之議員 従来の事業の枠組みを活用するなら専決処分と、政策的な予算はしっかり議会で議論する、その辺は十分に分かりました。それは迅速にやるのが重要ですので、よろしく願いいたします。

次に、今回の第5波の感染者数増加は、極めて感染力の強いデルタ株の影響によるものと思われませんが、県でも陽性者数が過去最大となったことから、入院病棟の逼迫なども心配されています。

一般病棟への影響から、全ての患者を入院させることは困難であります。一方で、緊急事態宣言が出ている都市部では、入院ができずに自宅で亡くなられた方もいるとの報道がありま

す。

このような事態を本県で防ぐため、患者の状況に応じ、入院・宿泊療養・自宅療養のいずれかの対応が適切に判断され、患者全てが必要な医療や支援を受けられる体制が必要であると考えます。

そこで、本県の新型コロナウイルス患者の療養先の決定の考え方について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 患者の療養先につきましては、国の基準や通知も踏まえ、患者一人一人の症状や基礎疾患などの重症化リスクの有無、家庭内感染のおそれなどを個別に医師が判断して決定しております。

具体的には、患者の症状や糖尿病、高血圧、心疾患、肥満などの重症化リスクを総合的に判断いたしまして、入院が必要と判断された方については、入院対応を行うこととなっております。

また、直ちに入院が必要でないと判断された方につきましては、国の通知では、自宅療養を基本とするとされておりますけれども、健康管理の必要性に加えまして、家庭内感染のおそれや、独居で生活上の不安があるなどの自宅療養ができない事情等がある方につきましては、宿泊療養施設での療養としております。

○日高博之議員 医療体制が脆弱な本県では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う新規感染者数の増大により、入院患者数や療養者数が過去最多の水準となり、医療提供体制が極めて厳しい状況になっていると認識しております。

このため知事は、去る8月24日に県医師会の河野会長と共同記者会見を開かれ、県民に対し、「いのちを守るための緊急メッセージ」と

して、コロナ病棟を含む医療の厳しい現状を伝えられ、県民への感染予防対策の徹底等と呼びかけました。

第5波では、宿泊療養施設に加え、自宅療養もこれまで以上に増加しております。療養先決定の考え方については、部長にお伺いしたところではありますが、病院・宿泊施設・自宅を含めた総合的な医療提供体制の強化が大変重要であると考えます。

そこで、現在、医療提供体制の強化に向けた取組をどう進めているのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、第5波の爆発的な新規感染者の増加によりまして、医療崩壊の危機に直面しておりますことから、現在、医療提供体制の強化に全力で取り組んでいるところであります。

まずは、入院が必要な方が入院できるよう、病床のさらなる確保を進めたところであります。先日、私が自ら医療機関へ要請を行うなど、追加で20床を確保し、現時点で合計327床の受入れ体制を整えたところであります。

また、宿泊療養施設や自宅療養につきましても、医師等による健康観察や外来診療体制など、患者の健康管理を確保するための体制を強化したところであります。

さらに、自宅や宿泊療養者の重症化を予防するため、本県初の臨時の医療施設の開設を決断したところでありまして、ひまわり荘の敷地内に「宮崎県重症化予防センター」を整備し、明日から運用を開始することとしております。

○日高博之議員 今、知事から答弁がありました。県が新しく設置する宮崎県重症化予防センターの設置目的や概要について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 宮崎県重症化予防センターにつきましては、宿泊療養施設であります、ひまわり荘の機能の強化を図るとともに、自宅や宿泊療養者の重症化を予防することで、県民が安心して医療を受ける体制の維持を目的としております。

このセンターは、プレハブ平家建てで、診察室と併せまして、陰圧スペース内で抗体カクテル療法や点滴等の処置が可能な設備を備えております。

開設に当たりましては、県立宮崎病院のバックアップを受けまして、医師や看護師を派遣していただき、午前9時から午後5時まで、10床規模で運用を開始することとしております。

○日高博之議員 深いところは、うちの会派の日高利夫議員のほうから一般質問であるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、ワクチン接種について伺います。

新型コロナ感染が拡大する中、ワクチン接種は感染収束に向けた切り札となり得ると、大いに期待されております。

現に高齢者については、約8割以上の方の接種が完了しており、高齢者の感染が減少するなど、その効果も証明されていることから、このワクチンをいかに早く多くの県民に届けるかが感染拡大防止の重要な鍵になってきます。

また、感染力の強いデルタ株が流行している状況にある中、ワクチンの効果を十分に得るためには、できるだけ多くの方に接種していただき、さらにワクチン接種を早期に完了させる必要があります。

特に、現在の感染者の多くが20代から30代の若者であると伺っており、こうした若年層のワクチン接種の機会を確保し、接種者を増やすことが、感染収束に向けた鍵となるのではないかと

と考えております。

そこで、若年層を含む県民に対するワクチン接種を早期完了させるため、接種をどのように推進していくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ワクチン接種につきましては、市町村と連携し、当初11月末までの完了を目指していたところですが、課題でありましたワクチンの配分について、国から、接種対象者の86%になるまでの量が10月初旬までに配分されるとの連絡があったことから、県において直ちに市町村への配分計画をお示しし、一部市町村においては、既に接種計画を前倒ししていただいているところでございます。

また、県実施の大規模接種においても、接種枠の拡充とともに、これまでの対象に加え、16歳以上の県民まで対象を広げたところでございます。

さらに、できるだけ多くの方に接種いただくことが重要になりますことから、ホームページや新聞紙面に加え、若年層をターゲットにしたテレビCMやSNSを活用しながら、接種の呼びかけを行っているところであります。

これらの取組によりまして、希望する方々全てが、11月の前半までに接種を完了できる見通しとなったところでございまして、引き続き市町村と連携しながら、円滑なワクチン接種に向け、必要な取組を着実に進めてまいります。

○日高博之議員 11月前半までに接種完了できる見通しが立ったということですので、市町村によっては早いところと遅いところで隔たりみたいなものがあるものですから、それはやはりもうちょっと調整をするように、県が司令塔になってやってほしいなと思います。

ある町では打っているけど、ある市では打っていないとか、よく情報が入ってくるものから、よろしくお願ひいたします。

次に、中高生へのワクチン接種について伺います。

夏休みが終了し、今後、体育祭や文化祭、修学旅行、高体連や中体連の秋冬の大会、就職試験や入試など、学校生活において大変重要な教育活動や行事を控えています。

こうした重要な教育活動を中止せざるを得ない状況を回避するためにも、また、感染力が2倍と言われるデルタ株による大規模な学校クラスターを発生させないためにも、中高生には少しでも早い接種が望ましいと考えます。

既に12歳以上の子供たちに対して接種券の配布が進められており、多くの自治体においてワクチン接種が可能な状況になっていると伺っておりますが、子供たちへのワクチン接種は、個人で病院に行って接種を受ける個別接種が基本とのこと。

個別接種で少しずつ接種者が増えていくのを待つ猶予はないと思いますし、デマや臆測による接種控えで接種率が上がっていかないことも懸念されます。学校において集団接種を行うなど、子供たちがよりワクチン接種を受けやすい環境をつくることも重要ではないかと考えます。

接種率を高め集団免疫化を図ることで、安全安心な教育環境が形成されるよう、中高生に対するワクチン接種を積極的に推進するべきと考えますが、教育長のお考えをお伺ひします。

○教育長（黒木淳一郎君） 中高生に対する学校での集団接種につきましても、接種希望の有無を判断する際に同調圧力が生まれたり、会場における接種後のきめ細かな医療対応が困難で

あったりするなど、現状では多くの課題があるものと認識しております。

中高生へのワクチン接種は、感染拡大を防止し、子供たちが安心して学べる環境をつくる上で有効な対策の一つでありますので、希望する生徒に対しては、速やかに接種が進めばよいと考えております。

県教育委員会といたしましては、学校を通じて、保護者や生徒に対して、厚生労働省などからの関連情報を提供するとともに、市町村との連携を図りながら、ワクチン接種が進むよう努めてまいります。

○日高博之議員 教育長のこの思いというのは、十分伝わってくるものでございます。

文科省ではなくて厚労省の意見を聞いて進めていくといいかなということで、アドバイスをしたいと思います。

次に、部活動における感染症対策について伺います。

高校総体や甲子園大会など、多くの選手が夢の舞台への出場をかけ、コロナ禍においても、感染対策を講じながら日々の努力を重ね、部活動に取り組んできたことと思います。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症により大会に出場できず、これまでの努力の成果を発揮する場を失った選手たちにとっては、言葉で表すことができない悔しさであったことと、実感いたしております。未来ある選手たちの次のステップでの活躍を、心より願っております。

現在、感染力が強いと言われるデルタ株などの変異株が確認されるなど、かつてない感染状況となっています。このような中で、生涯にわたる健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む基礎となる部活動は、生徒たちにとって大変意義のある教育活動であります。

この部活動や、その成果を発揮できる貴重な機会をできる限り行えるようにするためには、さらなる感染対策が重要になってくるのではないのでしょうか。

そこで、この新たな変異株等が確認されている中での部活動における感染対策にどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 部活動は、議員もおっしゃいましたが、生徒にとって大変意義のある教育活動であり、コロナ禍においても何とか継続できるよう、様々な対策を講じてきたところですが、子供たちの安全を守るという観点から、一時的に活動を中止せざるを得ない状況もございました。

現在、感染力の強いとされるデルタ株への置き換わりが急速に進んでおり、感染状況も急激に変化しておりますことから、より一層、対策の徹底と臨機応変な対応が必要であると考えております。

今後とも、子供たちの安全を守ることを第一に、感染状況を注視しながら、その都度、関係者と協議を重ね、生徒の活動をできる限り保障してまいります。

○日高博之議員 練習もしないと、けがをしますよね。だから、けが対策もあれば、工夫して校内でできる部分もやっぱりあると思いますので、先生たちもそういった感染対策というのは十分にやってきていますので、その辺も信頼しながら、学校と連携を取りながらやってほしいなと思います。よろしくをお願いします。

次に、介護人材確保対策についてであります。

本県の第八期介護保険事業支援計画では、2019年度の介護職員数2万1,447人に対

し、2025年度の必要数は2万3,339人と増加が見込まれますが、供給できる介護職員数は2万692人で、2,647人もの介護職員の不足が見込まれています。

今後、人口減少が進む中、必要となる介護サービスを適切に提供していくためには、若年者の雇用促進をはじめ、潜在介護福祉士、外国人材など多様な人材の活用を促進していくとともに、介護ロボットやICTの導入など、労働環境・処遇の改善などの対策にも取り組む必要があると考えます。

そこで、本県の高齢者人口がピークを迎える2025年を見据え、介護人材の確保に県はどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 今後、介護サービス需要のさらなる増加が見込まれる中で、介護サービスの基盤となる介護人材を確保することは、最も重要な課題であります。

このため県では、「新規就労の促進」「労働環境・処遇の改善」「資質向上」の3つの視点から、様々な対策を講じているところであります。

具体的には、新規就労の促進として、福祉系高校生への修学支援や、留学生に奨学金を支給する介護施設への支援など、また、労働環境・処遇の改善として、職員の負担軽減や業務効率化を図るため、介護ロボットやICTの導入支援など、さらには、資質の向上として、医療的ケアなどの介護技術や感染症対策に関する研修の実施などに取り組んでいるところでございます。

○日高博之議員 介護人材の確保は大変重要な課題でありますので、計画的な介護人材の確保に向けて頑張ってください。

要支援または要介護認定を受けている人は、2020年8月末現在で5万8,292人となっておりますが、2025年には6万3,763人になると推計されています。

今後、高齢者の増加が見込まれることから、高齢者が介護を必要とせず、いつまでも元気に暮らしていただけることが大事だと考えております。

介護人材が不足する中、要介護を減らす取組も必要と思いますが、県はどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 高齢者が介護を必要とせず、健康で自立した生活を送るためには、要支援の段階の方に対する介護予防と自立支援の取組が、極めて重要だと考えております。

具体的には、介護予防については、市町村が行う運動教室等の通いの場へ理学療法士等を派遣し、効果的な機能訓練の実施を支援しているところであります。

また、自立支援型ケアマネジメントを推進するため、市町村職員等向けの研修の開催のほか、県内の先進市町村に他の市町村の職員を派遣し、医療の視点を取り入れたマネジメント手法について学んでもらうなど、県内全域での取組を進めております。

今後とも、市町村が、地域の実情に応じた介護予防と自立支援の取組を展開できるよう、支援してまいります。

○日高博之議員 次に、ケアシステムなんですけれども、人口が減少する中で、高齢化はますます進展していくことから、高齢者が幾つになっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、地域全体で高齢者を支えていく必要があ

ります。

このため、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することが求められます。

平成27年の介護保険法改正では、地域包括ケアシステムの構築に向け、全ての市町村が在宅医療と介護の連携、認知症施策の推進、生活支援、介護予防サービスの充実などに取り組むこととされました。

地域包括ケアシステムの構築が言われるようになり、かなりの年数が経過し、もう間もなく4年後には2025年を迎えてしまいます。

そこで、県は地域包括ケアシステムをどのように推進していくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 地域包括ケアシステムは、2025年に向け、全ての市町村が、地域の実情に応じて構築していくこととされております。

このため、県といたしましては、入院や退院時に医療と介護の連携を図るための「入退院調整ルール」を市町村を越えて対応できるよう、各保健所単位で策定するとともに、医療・介護人材育成のための研修会を開催するなど、市町村の支援を行っております。

2025年はもとより、現役世代が急減する2040年を見据え、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らし続けられる社会づくりを目指して、今後とも地域包括ケアシステムを推進してまいります。

○日高博之議員 大切なことですので、よろしくお伺いいたします。

また、2025年を迎えた後、2040年には団塊の世代のみとり、今度はこれが必要になってくる

と思います。団塊ジュニア世代が高齢者となり、現役世代の急速な減少が見込まれますので、2040年を見据えた地域包括ケアシステムの推進にも取り組んでいただけるようお願いいたします。

次に、屋外型トレーニングセンターの整備についてであります。

去る8月27日、シーガイアオーシャンドーム跡地に、県が主体となり、ラグビー、サッカー、陸上等のトップアスリートの合宿拠点として活用できる屋外型トレーニングセンターを整備すると発表されました。

オーシャンドーム跡地については、国において、屋外系スポーツ強化拠点の整備の必要性が議論されていたこともあり、平成27年から、県・宮崎市・フェニックスリゾート社をはじめとする官民が一体となって、屋外型ナショナルトレーニングセンターの整備を国に要望されてきたところではありますが、国による整備が期待できないことから、県の重点施策であるスポーツランドみやぎのさらなる推進を目的に、今回の整備に至ったようであります。

現在、コロナで暗い話題が多い状況の中ではありますが、このような施設の整備を行うことは、スポーツランドを観光振興の柱としている本県にとっては、大変すばらしい取組であると思っております。

しかしながら、ただ単に、スポーツキャンプ誘致を目的とした施設を造って、これまでと同じ取組をしているようでは、これ以上の発展は望めないと考えております。

これまで、県の総合計画の中にスポーツランドみやぎを位置づけ、それに沿って様々な施策を展開されてきたところではありますが、今回、約18億円の費用をかけて施設整備を行うか

らには、これまでのスポーツランドみやぎを変える、これまでとは違うステージでの新たな展開が必要であり、スポーツランドみやぎを進化させたビジョンを持ち、それを目指していく必要があると、強く感じるところであります。

そこで、どのようなビジョンに基づき、屋外型トレーニングセンターの整備を行うのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県では、スポーツランドみやぎの推進を重点施策の一つに掲げまして、国内外代表チームのキャンプ受入れや、大規模スポーツイベントの開催などに積極的に取り組んできたところであります。

近年、沖縄をはじめとして、キャンプ誘致に力を入れる自治体、いわばライバルとなる自治体が増加しておりまして、競争が激化しております。

このため、今回の整備に当たりましては、ポストコロナ社会も見据え、新たなキャンプ誘致などによります国際水準のスポーツの聖地としてのブランド力向上を目指して、他県との差別化を図るとともに、県内各地へのスポーツキャンプの広がりなどによる観光振興、経済の活性化とともに、日本代表やトップチームとの交流によります県内アスリートの競技力向上も目指し、スポーツランドみやぎのさらなる進化を図っていくこととしております。

○日高博之議員 今回の施設整備は、2年後にフランスで開催されるラグビーワールドカップに向けた日本代表チームの事前合宿や、来年開幕するラグビーの新リーグ、Jリーグ、陸上の実業団チームなど、トップアスリートの合宿誘致をターゲットにされていますが、近年、ラグビー人気の高まりから、ほかの自治体でも施設

整備等が行われております。日本代表合宿等の誘致活動も盛んになってきていると伺っております。

また、プロ野球やJリーグを見ても、沖縄などは、先ほどありましたが、施設や設備もかなり整えてきております。

こうした中、一流アスリートやトップチームを誘致するためには、他県にない、いわゆる優位性が必要ではないかと思えます。

そこで、今回整備する屋外型トレーニングセンターは、他県と比べてどのような優位性を持ったものになるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 今回の整備に当たりましては、2年前のラグビーワールドカップを契機に日本でも導入が進んでおり、使用可能日数が天然芝よりも最大2倍程度長く、耐久性も高いハイブリッド芝のグラウンドを1面整備をいたしますとともに、屋内練習場やトレーニングジムも備えることとしております。

また、シーガイアエリアは、これまで合宿を行ったラグビー日本代表やJリーグチームなどから、空港とのアクセスや臨海公園など周辺のトレーニング環境、ホテルと練習場所の近さなどが高く評価されております。加えまして、ゴルフ、トライアスロン等のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点に指定されており、さらに多種目に対応する充実した練習環境が整いますことで、極めて高い優位性を持つことができると考えております。

○日高博之議員 部長の言うとおりで、それは。もう言うことはないです、それ以上は。

先ほど知事から、整備に当たってのビジョンを伺いました。ここ数年の間に、国内外のラグ

ビー代表チームや東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿など、数多くのトップチームを受け入れた本県の経験は、非常に貴重なものであると考えております。

今後、こうした経験やノウハウ、屋外型トレーニングセンターの機能をフルに生かしながら、これまで以上に国内外のトップアスリートから選ばれるキャンプ地としての取組に期待したいと思っております。

そこで、屋外型トレーニングセンターの整備をきっかけに、どのような取組を進めていくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県ではこれまで、スポーツランドみやざきを掲げて、スポーツキャンプ・合宿の誘致に取り組んできたところでありましたが、今回の屋外型トレーニングセンターの整備は、県総合運動公園に加えた新たな拠点づくりになるものでありますし、また、これまで長年にわたり培われました、キャンプ受入れのノウハウ、経験をしっかりと生かしていく、その体制をサポートするものにもなろうかと考えております。

まずは、ラグビー日本代表合宿の定着化や、来年開幕しますラグビー新リーグ、Jリーグ、陸上実業団チーム等の新規誘致に積極的に取り組むこととし、来県したトップアスリートや指導者と、県内アスリートが交流する機会も創出してまいります。

また、宮崎大学医学部等と連携し、アスリートのパフォーマンス向上につながる科学的なトレーニングや、スポーツメディカル等の充実にも取り組み、合宿地としての付加価値をさらに高めていくこととしております。

さらに、国内外のトップアスリートやトップチームの受入れ実績を積み重ね、将来的には国

の屋外型トレーニングセンターとしての指定を目指してまいります。

○日高博之議員 いい取組です。新たな拠点ということで、しっかりとやってほしいなと思います。

次に、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会についてお伺いいたします。

今年度の開催が予定されていた三重国体は、昨年の鹿児島国体に続き、開催中止が決定しました。国体は2年連続の中止、また、障害者スポーツ大会に至っては3年連続の中止となり、参加を心待ちにされていたアスリートの皆様の気持ちを考えますと、非常に残念な思いがします。

現在、三重県において、大会の開催を延期するかどうか検討がなされており、私といたしましても、その動向・判断を注視しているところです。

そこで、三重国体が延期された場合、2027年に本県で開催予定の国スポ・障スポはどのような影響を受けるのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 国体の延期の取扱いにつきましては、昨年12月にルール化されておりまして、三重県が延期を希望した場合には、開催決定県及び一度延期された内定県の後ろとなりますので、2027年の開催となります。したがって本県は、2028年に1年先送りされることとなります。

その場合の本県への影響としましては、大会回数や、開催内定及び開催決定の時期が変更されるとともに、少年競技の対象世代が1年ずれることとなります。

このほか、広報物の再作成や組織体制の維持に係る経費の増加などが見込まれますが、主要

3施設をはじめ競技施設の整備などは、予定どおり進めることとしておりまして、1年延期となった場合でも、万全の体制で大会が開催できるよう、今後の準備をしっかりと進めてまいります。

○日高博之議員 また再度延期になるということでございますが、やはりしっかりと開催準備を進めてもらいたいと、変わることなくですね、教育長も。

次に、関係人口創出の取組についてであります。

本格的な人口減少社会を迎える中、持続可能な活力ある地域づくりのためには、本県に移住した経験がある、あるいは、宮崎のおいしい食べ物、豊かな自然、神楽をはじめとした文化に魅力を感じているなど、何らかの形で本県に関わりを持っていただける方々、すなわち、関係人口をつくり、増やすことが大変重要であると思います。

県では、本県に親しみをもち、宮崎のファンとして応援してくれる方々を「みやざき応援隊」として認定し、本県の魅力を積極的に発信していただいております。

私は、関係人口の創出に向け、みやざき応援隊の制度は非常に有効であると考えますが、どのような取組を行っているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） みやざき応援隊は、東京・大阪・福岡などの都市圏居住者を中心に、8月末現在で729人を認定しております。

応援隊の方々には、日頃から、県がホームページ等で発信しております情報など、本県に関する情報の収集に努めていただきまして、自ら積極的な発信をいただいているところでござ

います。

また、県では、みやざき応援隊の方々に對し、定期的に県の広報紙「県広報みやざき」を送付いたしますとともに、物産館KONNEや、県経済連などが行う県産品のキャンペーン、本県のふるさと納税などの情報を提供しておりますほか、神話や宮崎牛を題材とした名刺の台紙を送付しまして、宮崎のPRのために御活用いただいているところでございます。

○日高博之議員 私は、この関係人口をさらに拡大していくためには、宮崎のファンを増やす、この「みやざき応援隊」のより一層の活用を図る必要があると思います。

今後、みやざき応援隊をどのように展開していくか、商工観光労働部長に再度お伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） みやざき応援隊の活動をさらに充実させていきますためには、より多くの方に御参加いただくとともに、多くの情報を発信していただく必要があると考えております。

このため県では、今年度実施いたします「関係人口創出デジタルマーケティング事業」におきまして、インターネット上で本県に強い興味・関心をお持ちの方に、応援隊への参加の呼びかけを行いますほか、隊員の方々が相互に情報を共有し、交流を可能とする仕組みをSNS上に設け、発信意欲の向上を図ることといたしております。

今後とも、みやざき応援隊の活動をさらに活性化させますとともに、令和5年に開催予定の世界県人会の取組も通じまして、関係人口の拡大に努めてまいります。

○日高博之議員 世界県人会、頑張ってください、令和5年ですね。

次に、水産業の振興について伺います。

地元の漁業者に聞きますと、ここ近年、以前に比べて魚が取れなくなっただけではなく、魚の価格も安くなり、水揚げ金額は減少しているにもかかわらず、漁業に必要な漁具などの資材や燃料が値上がりしたことで収益が上がらなくなり、その結果、後継者の成り手も少なくなっていると聞いております。

今のような状況が続けば、県内全域の水産業がさらに衰退し、漁業者だけでなく、地域の様々な水産関連産業にまで影響を及ぼし、ひいては地域経済に影響を及ぼすのではないかと危惧しているところであります。

一方で、少し明るい話題としましては、近年、我が県における水産物の輸出額は年々増加しており、コロナ禍における令和2年度においても、減少することなく増加し、初めて10億円を突破したと聞いております。

我が国では、今後も人口減少が進んでいくと想定されますが、世界では、逆に人口増が見込まれております。

世界中で水産物の需要が高まっており、また、コロナ禍がもたらした生活スタイルの変化による内食需要への期待などにより、水産物の供給基地として、本県には一層成長できるチャンスがあるものと考えております。

このような中、県では、今年3月に「第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画」を策定されました。この計画は、担い手対策、流通販売対策など、今後10年の本県水産施策が掲げられており、よくまとめられた計画だと思います。

しかしながら、幾らよい計画であったとしても、それを実行しなければ、絵に描いた餅になってしまいますので、計画をしっかりと実行していただきたいと思っております。

そこで、今後、県は第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画をどのような体制で推進していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画は、「ひなたイオベーションで新たな波に乗り成長する水産業」を基本目標に掲げており、今年度からその実現に向けて取り組んでいるところであります。

本計画の推進に当たりましては、担い手対策などの4つの施策体系ごとに推進部会を設置し、計画の確実な実行を図ります。

また、県水産業・漁村振興協議会を再編し、現場目線での施策提案や取組状況の検証を行うため、水産業の主役となる漁業者に加え、流通加工業者、消費者等を構成員とした、オール水産の「イオベーションサミット体制」で取り組みます。

県としましては、この体制の下で本計画を推進し、本県水産業の成長産業化と、多様性にあふれた魅力ある漁村を築いてまいります。

○日高博之議員 チャンスがありますので、漁業も。いつも宮崎牛ばかり言っているから、農政水産部は。漁業のほうも忘れないようにしていかないといかんのかなという気がちょっとしていますので、よろしくお伺いいたします。

次に、へべスの生産振興についてお尋ねいたします。

平成28年9月に、県は生産者や関係機関・団体とともに、へべスを県下全域に生産拡大する方針を打ち出しました。

平成30年11月議会で当時の郡司副知事が、「へべスの魅力を最大限に発揮できる生産・販売・加工の取組を積極的に推進し、へべスを、全国はもとより、世界に売り込めるブランドに育てていきたい」と、熱い思いを語られており

ました。

現在、日向市におきましては、高齢化等により面積が減少する中、新たな取組として建設業者が参入し、水田からの転換を図り、約2ヘクタールの面積でへべス栽培を始めております。日向市でのこのような取組の一方、県内各地でも生産拡大が進んでいると考えております。

平成30年11月議会で質問した際に、県下全域への生産拡大について、生産面積を平成28年の25ヘクタールから、令和7年度を目標に40ヘクタールに増やすということを伺っておりましたが、へべス生産拡大の現状と、今後の振興にどう取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） へべスにつきましては、県下統一した栽培技術指導の下、安定した品質・収量確保に向けた生産体制の整備を進めてきた結果、日向市のほか、都城市など県内12市町で導入が進み、栽培面積は、令和2年現在、33ヘクタールと順調に拡大しております。

また、今後の出荷量の増加に向け、量販店のみならず、通信販売や業務需要への対応など、販路の多様化を進めているところであります。

県といたしましては、引き続き関係団体等と連携しながら、作業性のよい平たん地の活用に加えて、ラジコン草刈り機などスマート農業技術の実証・導入に取り組みますとともに、新たな加工品の開発支援や、県内外での消費PRによる需要拡大など、目標達成に向け産地を積極的に支援してまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。前回、郡司副知事が世界に発信できるブランドと言われましたが、今度の副知事は変わりはないでしょうか、確認だけちょっとお伺いします。

永山副知事。

○副知事(永山寛理君) 郡司副知事から農政担当を引き継いだ私としましては、郡司副知事同様、世界に羽ばたくへベスを目指して頑張っ
てまいりたいと思います。

○日高博之議員 分かりました。継続ということ
でよろしいですね。

続きまして、県土強靱化についてお伺いいた
します。

今年に入り、7月1日からの大雨により、静
岡県熱海市の土石流災害をはじめ、全国各地に
おいて土砂災害や浸水被害が発生し、道路やガ
ス、水道等のライフライン、農業や観光業など
地域の産業に大きな被害をもたらしたと報道さ
れております。

本県では、平成17年の台風14号により、未曾
有の大災害が発生しました。県内のあらゆる河
川で甚大な浸水被害が発生し、山間部では鰐塚
山の山腹崩壊や、耳川流域の深層崩壊により、
河川が一時せき止められるなど、多くの箇所
で災害が発生し、ようやく河川整備などが完成
しつつあります。

しかしながら、近年、全国各地では断続的に
線状降水帯が発生するなど、災害リスクが至る
ところで高まっております。本県においても、
昨年9月に椎葉村で起こった土砂災害のよう
に、大きな被害がいつ発生してもおかしくない
状況であります。

このような状況の中、頻発化・激甚化する自
然災害に備えるため、どのように取り組んでい
くのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(西田員敏君) 頻発化・激甚
化する自然災害に備えるため、国土強靱化予算
を活用し、河川掘削による治水安全度の向上
や、土砂災害に備えた砂防ダムの整備、災害に

強い道路ネットワークの構築などのハード整備
を集中的に進めております。

また、河川の水位計や監視カメラによる情報
発信、想定される最大規模の浸水想定図を公表
するなどのソフト対策にも取り組んでいるとこ
ろであります。

さらに8月からは、流域のあらゆる関係者が
協働して取り組む「流域治水プロジェクト」
を、耳川水系など県内13水系で策定し、推進し
ております。

今後も、これまで取り組んできた施設整備を
より一層加速するとともに、迅速かつ確実な避
難行動につながる防災情報を提供するなど、
ハード・ソフト一体となった県土の強靱化に
しっかりと取り組んでまいります。

○日高博之議員 ぜひお願いします。椎葉の今
もいたたまれない、あの土砂災害から1年がた
つというような報道もありました。本当に御冥
福をお祈りいたしますが、こういうことがもう
二度と起きないような形で、西田部長が積極的
に予算の獲得に向けて頑張ってもらいたいなど
強く思っていますので、よろしくお伺いいた
します。

さて、大雨で発生した土石流災害の現場で
は、自衛隊や警察による人命救助活動などが主
に報道されておりますが、地元建設業協会も災
害協定に基づき、土砂撤去などの応急復旧作業
を24時間体制で実施したと聞いております。

本県においても、台風や梅雨前線などの大雨
の際には、道路や河川などのパトロールや応急
作業など、県内各地の建設業者に御尽力いた
だしている状況であります。

大雨の後、県民の皆さんが安全に道路を通行
できるのは、地域の建設業者の方々が、朝早く
から土砂の撤去、倒木処理などに頑張っていた

だいているおかげであります。

さらには、鳥インフルエンザや口蹄疫などの様々な危機事象においても、地元建設業協会により重機作業を行っていただくなど、地域の守り手として活躍しております。

このような危機事象における対応のほか、災害に強い県土づくりを進める上でも、地域の建設産業は必要不可欠な存在と考えておりますが、県土強靱化において建設産業の果たす役割をどのように考えているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 建設産業は、県土強靱化の基盤となる高速道路などの交通ネットワークをはじめ、河川、砂防、港湾施設などの社会資本整備や維持管理を通じて、地域の経済や雇用を下支えする重要な産業であります。

また、災害時においては、議員御指摘のように、高い使命感の下、まずは被害状況の把握や、交通途絶箇所の解消などの緊急作業に従事するとともに、その後の災害復旧工事を行うなど、県民の生命や財産を守る活動に尽力いただいているところであります。

このように、地域に根差す建設産業は、県民の安全・安心な暮らしを確保する上で、なくてはならない重要な産業だと認識しております。

○日高博之議員 間違いのない認識だというふうに思っております。

人口減少、少子高齢化が加速する中、建設産業においても担い手の確保が重要な課題となっております。

建設業許可業者数もピーク時から7割弱に減少しており、また、現場の担い手である技能労働者も、高齢化により今後大量に退職することが予想され、地域によっては、担い手不足によ

り災害対応が今後困難になるところも出てくると聞いております。

その一方で、地球温暖化などの影響により、今後ますます自然災害が頻発化・激甚化していくことが想定されるどころか、既に九州においても、ここ数年、毎年のように甚大な水害が発生している状況であります。

このような自然災害の猛威を、今そこにある危機として捉え、県民の安全・安心を守るため、地域の災害対応力を高めていくことが喫緊の課題であると考えております。

また、このような自然災害の猛威に対処するため、いわゆる「新・担い手3法」には、災害時の緊急対応の充実強化に関する発注者の責務が規定されたところであります。

そこで、地域の守り手である建設産業の災害対応力強化に向けた取組について、再度、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 災害対応力を強化するためには、建設産業が将来にわたり安定的・持続的に活躍できるよう、新・担い手3法の趣旨を踏まえた取組を進めることが大変重要であると認識しております。

このため、適正な利潤が確保できる予定価格の設定をはじめ、施工時期の平準化、週休2日工事の拡大などの働き方改革にも取り組んでいるところです。

また、地域の安全は地域で守ることを目指し、指名競争入札など多様な入札方式を活用し、地域の守り手である建設業者の育成にも取り組んでおります。

さらには、関係団体と締結した防災協定に基づき、各種災害を想定した防災訓練を実施しているところです。

今後とも、建設産業の災害対応力の強化を図

り、県民の命と暮らしを守る防災対策にしっかりと取り組んでまいります。

○日高博之議員 答弁ありがとうございます。私が考えていることと同様に、地域における建設産業の必要性を理解していただいているようで安心しました。当然ですけど。

しかしながら、県内の建設業者数は年々減少しております。将来に向けた取組が必要と考えます。

今後とも引き続き、地域の守り手として頑張っていただける建設産業の災害時の対応を適正に評価していただくよう、強く要望いたします。

次に、小水力発電の導入について伺います。

小水力発電の導入は、電力の地産地消による循環型社会の形成や、大規模災害時のエネルギー確保のほか、売電利益の還元による地域活性化などを目的に、全国各地で取組が進められています。

本県においても、令和3年3月に策定した「第四次宮崎県環境基本計画」の中で、小水力発電を含む再生可能エネルギーの導入を、重点プロジェクトの一つに位置づけています。

企業局では、これまで酒谷発電所など小水力発電の建設や、市町村等に対する技術支援にも取り組んできておられますが、導入に当たっては、課題も幾つかあると聞いております。

そこで、企業局は、小水力発電導入の推進について今後どのように取り組むのか、企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（井手義哉君） 企業局における小水力発電導入につきましては、これまで県内で3か所の発電所等を建設するとともに、市町村等に対し、開発可能性調査等の技術支援を行っ

ており、その結果8か所で設置されております。

小水力発電には、議員御指摘のとおり、循環型社会の形成に資するなどの効果の一方で、開発適地の選定が難しいことや、建設コストが高いことなどの課題もございます。

このため、現在実施している市町村等への技術支援に加え、関係部局と連携を図りながら、支援の在り方についても研究を進めてまいりたいと考えております。

企業局といたしましては、「2050年カーボンニュートラル」や「脱炭素社会の構築」など、国や県の施策に沿って、エネルギーの地産地消や、地域活性化にも資する小水力発電導入の取組を、今後とも推進してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 企業局の収益事業は、本県にとっても財政の生命線でございますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、県北中山間地域の救急医療体制の強化について伺います。

中山間地域においては、人口減少や高齢化が急速に進展しており、医療提供体制では、市町村立病院・診療所における医師確保や、施設・設備の整備等が課題となっております。

とりわけ県北地区は、面積が広い上に急峻な地形が多いという厳しい条件もあり、このような地域を今後とも持続可能なものとしていくためには、県立延岡病院をはじめ、地域の中核的な医療機関と、市町村立病院等との機能分担や連携強化を図り、地域を支えていく必要があるのではないかと考えております。

こうした中、県北地域の高度・急性期医療を提供する中核病院として重要な役割を果たしている県立延岡病院が担っている医療圏は、延岡

西白杵と日向入郷と、大変広範囲になります。特に西白杵地区や入郷地区で救急患者が発生した場合、救急車で搬送時間が長く、搬送中に容体が急変し、命に関わる事態になるという危険性も高いのではないかと思います。

そのような状況に対処するため、県立延岡病院では新たなドクターカーを導入しておりますが、導入後の稼働状況と今後の運用について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（桑山秀彦君） 延岡病院では、医師による患者搬送中の迅速な医療提供を行いますため、本年4月に、延岡西白杵及び日向入郷医療圏を活動範囲としまして、救急車タイプのドクターカーを新たに導入したところでございます。

導入後の出動件数は、8月末現在で99件となっております。延岡市、日向市はもとより、高千穂町、美郷町など、ほぼ県北全域に出動しております。

また、いわゆるドッキング方式により、日之影町や諸塚村などから搬送患者を途中で引き継いだ事例もありまして、早期の診療開始を図りますとともに、地元の救急隊等の負担軽減にもつながっているところであります。

ドクターカーの運用は、搬送距離が長い県北地域におきまして、救命率の向上や後遺症の軽減など効果が期待されますので、今後とも、地元消防等との連携を一層強化しますとともに、ドクターヘリと連携した搬送など、効果的・効率的な運用に努めてまいります。

○日高博之議員 次に、県立延岡病院の心臓脳血管センターについて伺います。

同センターは、コロナの影響を受ける中、24時間体制で県北地域の循環器系疾患の検査や治療を担っておられ、スタッフの御尽力に対し、

この場をお借りして深く感謝申し上げます。

同センターが開設される前は、心臓カテーテル室1室で対応されており、他の病院に患者を移送せざるを得ない状況もあったと聞いておりますが、同センターでは、心臓カテーテル室を2室備え、循環器系疾患などの急性期医療・高度医療の充実が図られております。

私が医療機関を訪ねて関係者と話をすることで、同センターに脳血管障害に対応できる新たな施設整備（血管造影室）が加わると、さらに機能が強化されると聞いております。

私自身、高齢社会の現状、そしてこれからを考えると、同センターの役割はますます重要になるかと考えていたところであります。新たな整備によって、さらに県北地域の医療に貢献でき、そのほかの病院機能などにも効果があるのではないかと考えております。

そこで、心臓脳血管センターの新たな施設の整備計画と期待される効果についてどのように考えているのか、病院局長に再度お伺いいたします。

○病院局長（桑山秀彦君） 延岡病院では、県北地域における循環器疾患及び脳血管障害への迅速・的確な医療の提供を行いますため、心臓脳血管センターを整備したところでありまして、平成31年3月以降、心臓カテーテル室2室を備えまして、令和2年度末までに約2,000件の検査と治療を行っているところでございます。

今後の新たな整備といたしましては、脳血管障害にも対応できる血管造影室等の増設について、対象となる患者数の見込みや必要となる人員体制、あるいは収支見通しなど総合的な検討を行っていくこととしております。

この新たな施設整備によりまして、県立延岡病院の医療機能の一層の強化が図られますと

もに、研修施設としての機能も充実しますことから、医師確保への効果も期待できるものと考えております。

今後とも、県北地域の急性期医療・高度医療がさらに向上しますよう努めてまいります。

○日高博之議員 期待できるということですね、基本的に。期待できるということだったら、速やかに、こんな回りくどくじゃなくて、しっかりと対応できるような答弁もいただければよかったですかなと思いますが、今後よろしくお願いいたします。

次に、県立延岡病院を中心に、県北中山間地域の救急医療体制が強化されていくことは非常に喜ばしいことですが、さらに強化するための手段として、県立延岡病院にドクターヘリを導入すべきという考えがあります。

中山間地域に医師等を速やかに投入でき、救命率の向上や後遺症の軽減に高く寄与すると言われているドクターヘリですが、本県では宮崎大学医学部附属病院が基地病院となっていることから、県北地区の救急現場に到着するまでには時間を要する状況にあります。

そこで、救命救急センターでもある県立延岡病院にドクターヘリを導入することにより、県北地域の救急医療体制がさらに強化されていくと思うのですが、県立延岡病院のドクターヘリ導入についての考えを、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 現在、ドクターヘリは、県北地域を含めまして県下全域で安定的に運航されておりますが、御指摘のありました、県立延岡病院に新たにドクターヘリを導入することは、救急患者の救命率の向上や救急医療体制の充実に、一定の効果があるものと考えております。

一方で、新たにドクターヘリを導入するためには、県立延岡病院での救急専門医や看護師の確保などが必要となり、また、施設・設備整備や財政上の課題もありますことから、慎重に検討する必要があると考えております。

病院局長からの答弁にもありましたとおり、県立延岡病院におきまして、新たに救急車タイプのドクターカーの運行が開始され、ドクターヘリとの一体的な運用により、県北地域の救急医療体制が強化されたところであります。

県としましては、宮崎大学と連携して、救急専門医の養成や地域への派遣等を促進するなど、引き続き、県北地域の救急医療体制の充実に取り組んでまいります。

○日高博之議員 お願いします。

次に、スーパー・サイエンス・ハイスクールについてお伺いいたします。

我が国の社会は、グローバル化や情報化の進展、科学技術の発達により、大きく変化しております。今後、変化のスピードは加速度を増すことが予想され、未来の社会を予測することは難しくなると考えます。

このような複雑で予測困難な時代の到来を見据え、未来の社会を担う子供たちに、変化の激しい社会を生き抜くための力を育てていくことが必要になっており、様々な分野で未来の社会を牽引する科学技術人材の育成が求められています。

そのため文部科学省は、全国の高等学校などからスーパー・サイエンス・ハイスクール、いわゆるSSHを指定し、科学技術人材の育成を積極的に行っております。

そこで、SSH事業の概要と本県のSSH指定状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 文部科学省が指定

するSSH事業は、先進的な科学技術、理科・数学教育を通じて、生徒の科学的な探求能力等を培いながら、個性と能力をより一層伸ばしていくことで、今後の日本や世界をリードする人材の育成を図るための取組であります。

令和3年度の全国のSSH指定校数は218校ありまして、本県におきましては、宮崎北高校、宮崎西高校、延岡高校の3校が指定を受けており、新たな指定に向けて、都城泉ヶ丘高校が挑戦しているところであります。

○日高博之議員 泉ヶ丘は、うちの会派の二見議員がずっと言ってきておりますので、積極的に進めていただければと思います。

ところで、この間の地元紙で、何か大々的な記事になっておりました、宮崎北高校のSSH事業の現状について、教育長にお伺いしたいなと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 宮崎北高校SSH事業は、平成15年度にスタートしてございまして、今年度で通算16年目を迎えております。

この間、「日本学生科学賞文部科学大臣賞」を受賞するなど、多くの功績を残しており、これまでの実績が評価され、科学技術人材育成重点校の指定も受けております。

本事業を受け、宮崎北高校では、独自のカリキュラムを開発し、授業を行うことで、地域創生に携わる多様な科学技術人材の育成を進めております。また、重点校の取組としまして、これまで本校において開発し蓄積された教材や、指導のノウハウを県内外の指導者に普及する研究を進めております。

県教育委員会といたしましては、今後とも宮崎北高校としっかりと連携し、事業計画に沿ってよりよい方向に研究開発が進むよう、全力で支援してまいります。

○日高博之議員 今後とも、県教育委員会と学校がしっかりと連携を図りながら、各学校の教育目標を達成されるとともに、子供たちの夢や希望の実現に向けて全力で取り組んでいただきますよう、要望いたします。よろしくお願いいたします。

次に、小・中・県立学校における修学旅行についてお伺いいたします。

言うまでもなく、修学旅行は児童生徒が楽しみにしている学校行事であります。現在、新型コロナウイルスの第5波の影響で、子供への感染が拡大しています。

こうした中、修学旅行の実施については、現状として、昨年よりも厳しいんじゃないかというような感じを受けております。

小・中・県立学校における修学旅行の現状と、コロナ禍での修学旅行実施に対する教育長の認識をお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 8月末の調査によりますと、小学校では、修学旅行を既に実施した学校が15校、実施予定が203校、中学校では、実施した学校が13校、実施予定が113校、県立学校では、実施した学校が3校、実施予定が48校となっております。これまでの実施状況を見ますと、昨年度同様、ほとんどの学校が県内で実施したところであります。

修学旅行は、子供たちの思い出に残ることはもちろんですが、旅行に至るまでの過程や事後の振り返りも含め、大変有意義な教育活動であります。特に、昨年度延期となった子供たちにとっては、今年度が最後の機会ともなりますので、感染症対策を確実に実施するとともに、日程の短縮や、より安全な行き先にするなど、十分な配慮をしながら、何とか実施に向けた検討をお願いしたいと考えております。

○日高博之議員 何とか実施に向けた取組をお願いしたいなど、僕らもやはり修学旅行の思い出というのは、いまだにずっと残っているんです。それが無い、なかったという思い出は残してもらいたくないので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、警察におけるデジタル化について伺います。

今月、デジタル庁が設置され、これにより国全体の行政の縦割りを排し、デジタル化が本格的に進むこととなりました。

本県においても、令和3年度を「みやざきデジタル化元年」と位置づけており、本県のデジタル化施策の方向性を示す「宮崎県情報化推進計画」において課題として挙げられている、「安全・安心な暮らしの確保」を実現するためには、警察においてもデジタル化の対応は必須であると考えます。

そこでまず、警察におけるデジタル化の対応に関する推進の取組について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 警察では、社会全体で急速に進むデジタル化に適切に対応するため、本年1月に「宮崎県警察デジタル化施策総合戦略推進委員会」を設置し、警察の情報システムの合理化・高度化への取組を推進しております。

例えば、国と連携して、令和5年度以降、全国の運転免許情報の管理システムを共通化する準備を行っております。

また、本年6月からは、警察行政手続のオンライン化の推進について、「道路使用許可の申請」などの6手続をオンライン化し、運用を開始しております。

さらに、知事部局と連携して、警察業務やシ

ステムにAI等の先端技術を導入するための調査・研究も実施しております。

今後とも、関係機関・団体と連携を図りながら、デジタル化に向けての取組を推進してまいります。

○日高博之議員 県警におかれましても、デジタル化に向けた様々な取組が行われているとのことでありましたが、県民の安全・安心のための、県内各地で活動されている警察官の現場におけるデジタル化についての状況を、再度、本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 警察では、迅速な初動警察活動を行うため、スマートフォンやタブレット型のデータ端末で構成された高度警察情報通信基盤システム、通称ポリストリプルアイを、平成31年4月から全国で運用しております。

現場の警察官は、同システムを活用して、事件事故や災害現場などからリアルタイムで映像を配信し、現場の情報を迅速に報告したり、多言語翻訳機能で外国人との意思疎通を図ったりしております。

また、通信指令室で受理した110番通報の内容や、GPSで把握した警察官の位置情報なども、警察本部、警察署、現場の警察官が組織的に共有しているところです。

今後とも、同システムの有効活用を図り、県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

○日高博之議員 ポリストリプルアイ、一回見てみたいものですが、そういったデジタル化が、今後は警察、行政とも進んでいくものだと思っております。

今後とも、県民の安全・安心の確保と警察業務の効率化を図るために、デジタル化への取組を一層図っていただきますよう、よろしくお願

いたします。

これで質問は終わりましたが、最後に、新型コロナウイルス感染症対応のため、昼夜を問わず、また、休日返上で御尽力いただいております関係者の皆様、職員の皆様を含めて、心から感謝を申し上げます。

県におきましても、知事を先頭に、部局を越えた全庁的な体制の下、関係機関と連携を図りながら、県民の健康・生活を守るため、早め、早めに様々な対応を講じていただいております。重ねて感謝を申し上げます。

皆様におかれましては、健康に十分に留意されながら、まだ5波の途中でございます。しっかりとここは気を引き締めて、まだまだ次に起こる事案に対してもしっかりと取り組めるように、よろしく願いを申し上げます、私の代表質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、右松隆央議員。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) 県議会自由民主党の右松隆央でございます。

未知のウイルスとの闘いであるコロナ禍で、私たちの何げない日常は、言わばいとも簡単に壊れてしまいました。誰もが当たり前のように思っていた、ふだんどおりの何げない日常は、実は不安定な土台の上に成り立っていて、もろ

く壊れやすいものだったと、この長い1年6か月の間に、私たち人類は思い知らされたのであります。

こんな事態が起きるとは想像さえしていなかったときに、この世界は安定とは真逆の、丘の上に偶然に置かれたボールのような状態でぎりぎりの均衡を保ち、辛うじて昨日と同じような今日がやってくると説いた人がおります。

ボールは転げ落ちていくのが自然の理であります。まさにボールが転げ落ちた今日、私たちは、ボールが何とかバランスを保つように、丘の上に一生懸命に置いていた人たちがいたことに気づかされることにもなりました。何げない日常を維持していくために、数多くの人たちが見えないところで動いていたのであります。

例えば、医療従事者の存在も当たり前でしたが、彼らの存在がなければ、私たちは新型コロナウイルスに対応できなかったのであります。

その日常の功績が顕彰されない陰の功労者、いわゆるうたわれざる英雄を「アンサング・ヒーロー」と言い、医療従事者のみならず、ぎりぎりの均衡を保つために、どれだけ多くのアンサング・ヒーローが存在したことか、何げない日常は、彼らの無数の「贈与」によって成り立っていたのだと、近内悠太氏は述べておられます。

世界を大混乱に陥れたコロナ禍で、口にしたくはないのですが、南米に、家畜の血を吸って生きるチスイコウモリという小動物がいます。100匹くらいの群れで生活するのですが、そこには、不運にも獲物にありつけなかった仲間のために、血を吐き戻して分け与える分配行動が見られるといいます。代謝が速い動物で、2日続いて血が吸えないと餓死してしまうからで

あります。

血をどのような相手に分け与えるのかについての研究によると、圧倒的多数が、以前に血を分け与えてもらった相手に対して血を分け与えるのだといいます。

逆に、以前、自分に血を分け与えてくれなかった相手に対しては、血の分配を積極的に拒む行動も見られるといいます。進化生物学では、このように特定の相手との安定した協力関係のことを「互恵的利他主義」と呼ぶのであります。

これに対して、いつ誰からともなく回り回って援助が返ってくるかもしれない形での二者に閉じない助け合いを、進化生物学では「間接互恵性」と呼び、これはヒトに特徴的なものであると言われております。

私たちが、何げない日常は実は数多くのアンサンブル・ヒーローの贈与によって成り立っていると気づくことは、この世は間接互恵性で成り立っていると気づくことでもあります。

何かの見返りのために他人と関わるのではなく、知り合いでもない、友人でも身内でもない「誰か」のためにお返ししたくなる、その贈与の積み重ねの連鎖が、この世を住みやすくする、そして回り回って私たちに恩恵を与える。「情けは人のためならず」であります。

さきの近内氏は、「仕事のやりがいは、その仕事の贈与性によって規定される」と言われております。特定の人のためではなく、特定されない「誰か」の役に立っていることが、仕事のやりがいにつながるということでもあります。まさにそれは、為政者にも当てはまることでありまして、県民一人一人に自らの存在が役に立っていると思っていただけているかどうか、特にトップリーダーには、そのことを常に自問して

いくことが求められていると認識しております。

そこで知事に、知事としての仕事のやりがいをどこに置いておられるのか、特定の支援団体との互恵的利他主義にとどまらず、間接互恵性の心を県民に対して常にお持ちであるのか、市井の県民一人一人に心を砕いてこられたのか、この11年の知事の県民への思いを、自らの言葉で伺います。後は質問者席にて質問を行わせていただきます。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

私は、県民の皆様が安心と希望を持って暮らすことができるよう、将来に向けたビジョンや戦略を県民に明確に示し、目標を共有して実行すること、そして、結果に対してしっかりと責任を持つことが、県政のリーダーとしての使命であると考えております。

時に批判や強いお叱りをいただきながら、そして、時に評価や激励をいただきながら、県民の皆様とともに県政を前に進めているという手応えを感じているところでありまして、そこに知事としてのやりがいを強く感じております。

また、本格的な人口減少社会にありまして、高速道路網の整備促進、防災庁舎や県立宮崎病院の整備など、持続可能な宮崎県の土台づくりを、多くの関係の皆様との連携・協力の下で着実に推進できていることにつきましても、私の大きな喜びであり、やりがいにもつながっているとあります。

私が知事に就任した平成23年当時、「口蹄疫からの再生復興」が最優先の課題でありました。そして今、新型コロナウイルスによる未曾有の危機に再び直面をしております。

こうした様々な災害・災厄の下におきまして

は、例えば被害を受けた農家の数、患者の数、さらには感染者の数ということで、数字で捉えがちですが、そこに一人一人の暮らしがあり、人生があるということを決して忘れてはならないということを感じますし、また、報道等で大きく取り上げられる、被害を受けた農家であるとか、感染者の数、さらには、営業時間の短縮要請をお願いしております飲食店、そういった大きく取り上げられる方々以外にも、こうした災害の際には、多くの県民の生活に影響が及んでいる、そういう一人一人に思いを致すこと、声なき声に耳を傾けていくこと、そこが大変重要であると考えております。

コロナ禍におきまして、現在、県独自の緊急事態宣言を行い、まん延防止等重点措置も適用されているところでありまして、県民の皆様には大きな負担をおかけしておりますこと、誠に心苦しく、知事として重く受け止めているところであります。

何とか早期に収束を図り、県民生活を取り戻してまいりたい、そういう強い決意で、これからも一日も早く日常を取り戻していくことができますよう、力強いリーダーシップと責任感を持って全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○右松隆央議員 今のこのコロナ禍で、為政者として、トップリーダーとして、県民にどう希望の光を与えていけるのか。県独自の緊急事態宣言を否定するものではありませんけれども、宣言発令の本来のあるべき形は、予防的な措置ではなくて、本当に最後の最後の手段、これは県民に大きな苦しみと最大限の我慢を強いることを伴う措置でありますので、死者数や重症者数も含めた科学的データとしてのエビデンスに基づく措置であることは当然ながら、その後

に、県民にどのような希望を指し示すことができるのか。

明日の生活も見えない、暗闇を必死で生きる県民のことを本当に思うのであれば、宣言は、「本来、これは使ってはいけないんだ」と、県民一人一人に心からの自責の念を持つこと、そして同時に、希望の光を指し示すこと、これは、トップリーダーとしての言わば義務だと私は認識しております。

そこで知事に、本県の度重なる緊急事態宣言の発令による影響と、コロナ禍において県民にどう希望の光を指し示していかれる考えであるのか伺います。

○知事（河野俊嗣君） 県独自の緊急事態宣言につきましては、日々の感染状況につきまして必要な分析を行い、県の対応方針にのっとり、これまでも発出してきたところであります。

今回の第5波では、感染力が極めて強いデルタ株による感染が急速に爆発的に拡大する中で、県民の命と健康を守るためには、本格的なお盆休みを前に、最大限のブレーキを踏む必要があると判断し、発出したものであります。

一方で、御指摘がありましたように、緊急事態宣言につきましては、社会的に弱い立場にある方々も含む全ての県民に大きな影響を及ぼすものであります。これまでも必要な支援策を講じてまいりましたが、コロナとの闘いが長引く中で、収束に向けた希望の光を指し示していくこと、出口の姿を見せていくこと、それらは大変重要であると考えております。

そのような中、ワクチンの一日も早い接種完了と、それを踏まえた感染収束後の姿を示すことが、県民の皆様にとっても希望になるものと考えております。基盤となります検査・医療体

制の充実と、今後の経済の回復・活性化に向けた検討、準備を進めているところであります。

引き続き、私が先頭に立って、こうした希望の光というものを示しながら、市町村や関係団体とともに、何よりも県民一人一人に寄り添いながら、感染収束に向けて全力で取り組んでまいります。

○右松隆央議員 現状の惨劇を伝えて制限を強めるだけでは、そこに県民が希望を見いだすことは決してありません。

先ほど言われたように、ワクチン接種を速やかに進めるとともに、接種によって、感染しても無症状のケースが多くなり、本人が気づかずとも未接種の人にうつしてしまうケースが出てくること。そしてまた、飲食店も時短要請をしっかりと守るところと、予約を受けてあえて営業を行っている実態があると、関連事業者から聞いております。都市部から来県した人がウイルスを広げている実態、これらを知事はどう受け止めて、今まで何を対処してきたのか。

頑張っているところに対して正當に評価し、そうでないところとの差別化をしっかりと担保することも、政治が県民に希望を与える一つの側面的要素であり、緊急事態宣言を発令する前にやるべきことであります。

さらに、今年の2月に問わせていただいた、市郡医師会病院の旧施設の利活用について、仮にコロナの専門病院として態勢を整えていたならば、今日の第5波で結果はどうなっていたのか。特に、一般医療との両立の面では大きな違いが出ていたのではないかと、私は認識いたしております。

鉄は熱いうちに打てとはよく言ったもので、1年前の8月28日の救急告示医療機関連絡協議会で、医師会幹部から協力しますと県に打診が

あったときに、即座に協議の場を設けるべきであったと言わざるを得ないと私は感じておりません。

今日午前中に話がありました。

県は、そちらが政治家だったら、もう決定にして議論していく、そういう話だったと私は思っています。

そして、何度もこういった感染爆発の波を経験して、そのたびに、このまま進むと危険として、県独自の緊急事態宣言を発令しては、そこに県民の本当の理解を得ることはできないと私は感じている次第であります。

先ほど申し上げたのは、重症化予防センターのことです。

感染累計で全国最小の島根、鳥取両県のうち注目を浴びる——知事、聞いていますか。しっかりと聞いてくださいよ——鳥取方式が、どうコロナ対策を講じているのか。今年の5月に鳥取県の平井知事は、インタビューに次のように答えております。

政府の基本的対処方針分科会で、感染状況がステージ4になったら、直ちに緊急事態宣言をやってもいいのではないかとこの空気があった。しかし、どこかに政治判断が入る。コロナ対策は、政治判断でも、ましてパフォーマンスの場でもない。1人の陽性者が出た段階で、周辺を徹底して調査するのが鳥取方式である。疫学調査などと言って、いろいろな理屈をつけて、ここまでしか調査しませんではなく、例えば、陽性者に家族がいたら、その日のうちに調べる。今日も2人の陽性者が出たが、今日のうちに追加検査を行った。翌日には、陽性者の職場、同じ場所にいた人をみんな呼んで来て検査する。これを続けていくと、だんだん陽性者が減ってくる。

検査は陽性者がゼロに到達するまでやる。

これによってクラスターが発生しても抑え込みが可能だ。

やるべきことをやれば、ある程度のレベルで感染の波は低く抑えられ、広がりや遅らせることは可能とし、スピード感と検査の徹底によって独自のコロナ対策を実施してきた鳥取方式は、我々も参考にすべきだと考える次第であります。

これは平時ではないんです、有事だからこそ、知事が人事権、あるいは災害対策本部に籠もるぐらいの陣頭指揮によって、鳥取方式を実施しなければならなかったと、私はそのように感じております。それは、知事の立場しかできないことであります。

冒頭の、県民一人一人に本当に寄り添うとはそういうことだと私は感じております。意見の相違があるかもしれませんが、そして、緊急事態宣言でずたずたになった県経済をどう立て直していくのか、知恵をしっかりと絞っていかなければなりません。

未知の病気との闘いの中で、将来の道筋や、先ほど知事が言われましたけれども、今後の経済目標、それから数値指標をしっかりと示すことで、先に見える我慢、能動的我慢へと県民を導き、県民一丸となって県政史で最大の危機を乗り越える、真に県民に寄り添った、そして、緊急事態宣言でリーダーシップを演出するのではなく、発令に至らないようにコロナを抑え込む、真の強いリーダーシップを、これは厳しいようで大変申し訳ありませんけど、知事には求める次第であります。

引き続き知事に、これからの新国土計画に伴う本県の向かうべき方向性について伺ってまいります。

政府は、国土の将来像を描く新しい国土計画の策定に向けて、本格的な検討に入りました。人口が減る中で、地方をどう維持し、活性化へとつなげていくのか。現行の国土形成計画が4年後の2025年に終了することを見据えて、国交省は、国土審議会に計画部会を設置して、議論のたたき台となる「国土の長期展望（最終取りまとめ）」を受けて、今後、議論を鋭意進めることにしております。

今後策定される新国土計画に伴う、本県の向かうべき方向性については、まずはデジタル社会をしっかりと推進していくことが大前提になってまいります。

そして2つ目に、デジタルとリアルが融合する地域生活圏の構築であります。たたき台では、平成の大合併の問題点、すなわち、広域化の結果、中心部から離れた地域には行政の目が届きにくくなって地域コミュニティが衰退したことへの問題点を検証し、令和時代の新たな地域の在り方を目指していく必要があるとしております。

現行計画では、人口規模で30万人前後、時間距離で1時間前後のまとまりを目安としていたものを、デジタル技術を活用し、住民密着型のきめ細やかなサービスをリアルに提供していくためには、10万人前後の圏域のほうが取り組みやすいとし、さらに、特に本県はそうではありませんが、中山間地域も多く抱え、その適用が難しい地域においては、住民主導で買物施設や地域内交通を運営していく小さな拠点を有望とし、それを定着させるには、運営する住民の掘り起こしと、やはりそこへの財政支援は欠かせないとしていくところであります。

そこで知事に、4年後の2025年から2050年に向けた新しい国土計画の策定を見据え、人口減

少が進む中での本県の向かうべき方向性をどう考えておられるのか伺います。

○知事（河野俊嗣君） 国土審議会におきましては、私も全国知事会を代表した委員の一人として議論に参加しまして、地方の立場から国土の在り方について意見を述べてきたところがあります。「デジタルを前提とした国土の再構築」や「地域生活圏」の考え方は、今後の本県の在り方を考える上でも大変重要であると認識しております。

特にデジタル化については、今後も減少が続く労働力の補完や、新たな産業等の創出、暮らしの利便性の向上など、これからの産業や暮らしに不可欠な取組であり、先端ICTの活用やIT人材の育成等に力を入れていく必要があると考えております。

また、地域の在り方についても、国の示す地域生活圏よりもさらに小さなエリアで、拠点集落と周辺集落を地域内交通などで結ぶ「ひなた生活圏」の形成を進め、日常生活に必要な機能の維持を図ることとしております。

今後とも、新たな技術の積極的な活用により、豊かな自然や人情味あふれるコミュニティー、さらには、神樂をはじめとする伝統文化といった、先人が残した本県の宝をしっかりと継承するとともに、人口が減っても地域の活力が維持され、誰もが安心と希望を持って暮らし続けることのできる、魅力ある県土づくりを進めてまいります。

○右松隆央議員 引き続き知事に、県総合計画アクションプランの「新しいゆたかさ前進プログラム」の評価結果について伺ってまいります。

特に今回は——いいほうも本当は取り上げなければいけないんですけども——残念ながら

C評価となった、人口問題対応プログラムについてであります。

その中で、1つに「地域や産業を支える人財の育成・確保」、2つに「地域の暮らしの確保や中山間地域の振興」、3つに「本県の未来を担う子どもたちの育成」、そして4つに「合計特殊出生率の向上に向けた環境づくり」の重点4項目が、内部評価、外部評価ともC評価となっております。

知事に、アクションプランの筆頭プログラムとなっている人口問題対応プログラムで、重点5項目のうち4項目がC評価となったことに対して、どう受け止められ、そして課題をどのように克服し、今後改善を図っていかれる考えであるのか伺います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の政策評価におきまして、本県の最重要課題であります人口問題への対応に関する多くの項目でC評価となったことを重く受け止めており、原因や課題をしっかりと分析し、対応していく必要があると考えております。

このプログラムでは、30の指標のうち「農林水産業の新規就業者数」や「男性の育児休業取得率」など、11の指標で一定の成果を得た一方で、「自分には良いところがあると思う児童生徒の割合」や「県内大学等新規卒業者の県内就職割合」など19の指標では、コロナによる活動制限の影響等もあり、目標の目安値を下回ったところがあります。

今後は、これら達成度の低い項目について、デジタル技術の積極的な活用や、企業等との連携の拡大など、コロナ禍の中でも着実かつ効果的な取組を進めることにより、子育て環境の整備や将来を担う人材の育成、若者の県内定着等につなげていきたいと考えております。

私としましては、今回の指標の達成状況や答申の内容、県議会における御意見等も踏まえながら、引き続きアクションプランの推進を図ってまいります。

○右松隆央議員 それでは、総合政策部に移ります。

まず、公共交通の在り方についてであります。国交省は、令和3年度版の国土交通白書において、「コロナ感染拡大」と「災害の激甚化・頻発化」の2つの危機に直面しているとし、それに伴って加速化した変化と、顕在化した課題について、5つの観点で分析、整理をされております。その1つに、「社会の存続基盤の維持困難化」を挙げております。

特に人口減少が進む地方は——本県もまさにこれに当てはまりますけれども——路線バス、乗用タクシーなど、地域の公共交通機関が苦境に立たされ、住民が生活の足を失いかねない状況にあるとし、このまま進めば2050年には、公共交通の衰退とともに医療、福祉、買物など生活に必要なサービスの維持も、利用者減で一層難しくなり、例えば病院、銀行、コンビニの運営存続に当たって必要とされる人口をそれぞれ設定されているわけですが、同年までに設定人口を下回って、1施設すら存続が困難となる市町村の割合が、病院が66%、銀行が42%、コンビニが20%と、年々悪化の一途をたどっているという試算も出されております。このことから、公共交通の維持は、その地域の存続に直結する極めて重大な課題であることが自明であると言えるのであります。

そのような中、昨年活性化再生法の改正に伴い、従来の地域公共交通網形成計画に代わる新たな法定計画として、地域公共交通計画の作成が努力義務化されたところであります。

そこで総合政策部長に、全ての地方公共団体において作成や実施に取り組むものとされ、計画の対象として、ダイヤや運賃、利用者の利便性向上、そして地域の輸送資源を総動員する具体策、さらには目標設定や評価、データに基づくPDCAなど、実効性を確保するとされた地域公共交通計画の県内自治体の作成状況と、特に利用者の利便性向上で特筆すべき内容等があれば伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 地域の存続に不可欠な存在であります公共交通を維持していくために、従来の地域公共交通網形成計画に代わりまして努力義務化された「地域公共交通計画」につきましては、昨年度末までに県内13の市町村が策定済みであります。

また、他の市町村においても順次、検討が進められておりまして、県としましても、令和5年度末までには策定を目指してまいりたいと考えております。

このような中で、例えば昨年度、計画を策定いたしました串間市においては、「道の駅くしま」の整備に併せまして、これを拠点としたコミュニティバスの運行ルートの見直しやダイヤ改正を行うなど、利用者の利便性向上を図る取組が行われているところであります。

今後の人口減少を見据えますと、公共交通サービスに加え、コミュニティバス、スクールバス等の地域のあらゆる輸送資源を活用し、利用実態のデータ把握・分析など、マーケティングの視点から地域交通ネットワークを考え、維持していくことが大変重要でありますので、市町村等と一緒に、しっかりと取り組んでまいります。

○右松隆央議員 地元の航空会社であるソラシドエアが、来月から新規事業を始めることにな

ります。本県の新鮮な野菜や魚などの食材を、集荷から空輸、納品まで一貫して行うもので、空輸と陸送の一貫輸送は、国内航空会社では初めてとのことであります。

新型コロナで旅客需要が落ち込む中で、貨物輸送を新たな収益源にしたい考えであり、生産者が道の駅や市場などへ食材を持ち込むと、ソラシドエア社員が集荷し、宮崎空港から自社便で空輸して、羽田空港から首都圏の物産館やアンテナショップ、飲食店などへの納品も同社が担い、原則として当日に届けるとのことであります。運送事業者を介さず、空輸と陸送を一貫してソラシドエアが担うことで、輸送コストの軽減が可能とのことであります。

そこで総合政策部長に、今般、地元航空会社のソラシドエアが始める、当日中の配送が可能となる空輸と陸送の一貫輸送の可能性と、今後の展望について、どのように考えておられるか伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） ソラシドエアは、新型コロナの影響によりまして旅客需要が大幅に減退し、大変厳しい経営状況にあることから、北海道を拠点に航空事業を展開しているエアドゥとの持ち株会社設立などの経営改善に取り組んでおりまして、今回の空輸と陸送の一貫輸送も、経営改善策の一つとして取り組まれるものであります。

同社が6月に実施いたしました実証事業におきましては、当日配送のメリットを生かし、川崎市のホテルで本県産の朝どれ野菜などを販売したところ、生産者や消費者には大変好評であったものの、その一方で、新たに免許取得した貨物輸送のノウハウ不足など、課題もあったとのことであります。

ソラシドエアからは、今後、事業を進めなが

ら課題を解消していく予定であると伺っておりますので、県としましては、同社が行うこの事業のPRなど、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ロットは小さいかもしれませんが、物流の一つの有効な手段として活用が広がることを願っております。

続いて、自治体版ローカル5Gについて伺ってまいります。

高速大容量の第5世代、いわゆる5Gと言われる移動通信システムを特定の区域や敷地内に導入するローカル5Gの計画が今、各地で動いております。

通信事業者や製造業など、企業はもちろんのこと、地方自治体においても、免許を取得し、取組を鋭意進めるところが出てきておりまして、例えば四国の徳島県は、自治体では全国初となるローカル5G無線局の免許が、今年2月に交付されたところであります。徳島県のスマート県庁推進課が作成した、ICTとくしま創造戦略のローカル5Gプロジェクトの資料を見ると、全国屈指の光ブロードバンド環境を最大限活用し、県内のケーブルテレビ事業者と協力したローカル5G環境の構築により、トプランナーとしての地の利を生かした政策提言を、全国知事会でも発表しております。

そこで総合政策部長に、私は2年半前の代表質問で、「5Gは地方の活力を取り戻し、地域の格差を解消する重要なインフラとして期待されており、周波数帯の割当てが予定された平成31年4月から先取りして、5Gの活用に取り組んでもらいたい」とお願いをしておりましたが、あれから2年半で本県の5Gはどこまで進んできたのか伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） ローカル5G

は、様々な地域課題の解決につながることを期待されておりまして、地方創生を進める本県にとりましても、重要なインフラになってくると認識しており、また、6月末までに全国ではメーカー、大学、自治体など、50の団体が免許取得するなど、今後、活用に向けた動きが本格化するものと受け止めております。

このような中、県では令和2年度から、「ローカル5G等を活用した地域課題解決実証事業」に取り組んでおりまして、昨年度は、椎葉村の交流拠点施設「カテリエ」におきまして、ローカル5Gを活用したワーケーション等の実証を行っており、宮崎市や鹿児島市の企業の参加により、その有効性を確認したところであります。

また、今年度は日向市において基地局を新設し、サーフィン大会を高精細な画像で配信したり、県内外の遠隔地からロボット操作する方法で、道の駅での買物体験を計画するなど、観光分野での実証事業に取り組むこととしております。

県としましては、この事業で得られた成果や、他県での先進事例等を踏まえながら、県内でのローカル5G導入をしっかりと促進してまいります。

○右松隆央議員 さらなる推進を、改めてよろしくお願ひしたいと思います。

次に、総務部と危機管理局に移ります。

地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税が今、脚光を浴びております。制度そのものは5年前の2016年に始まっておりますが、魅力的な返礼品がメリットである個人のふるさと納税とは違い、当初は、知名度不足から利用は低迷しておりましたが、政府は昨年度、制度活用を後押しするために、税の軽減額を最大6割

から9割まで引き上げるとともに、詳細な寄附見込額や事業額の申告を不要とするなど、手続において簡素化したところであります。

これで一気に認定自治体が増えておりまして、そもそも、都市部に集まる企業のお金を地方に回すのがこの制度の狙いでありまして、本県も御多分に漏れず、財政難に苦しむ自治体にとっては貴重な財源となります。

また企業側も、税制メリットはもちろんでありますけれども、地域貢献に熱心な姿勢をアピールすることができますし、自治体との関係構築を通じて、将来的な事業展開につなげていけるメリットも出てくるわけでありまして。

そこで総務部長に、本県での企業版ふるさと納税の活用はどこまで進んでいるのか伺います。

○総務部長(吉村久人君) 議員御指摘のとおり、企業版ふるさと納税は、自主財源に乏しい本県にとりましましては、財源を確保するための有効な手段であり、これまでの寄附の受入額は、全国でも上位となっております。

令和元年度の寄附の実績としましては、県内に就職した大学生等の奨学金返還を支援する事業と、神話や神楽の魅力を発信する事業の合計5,045万円余に対し、6社から1,610万円の寄附をいただきました。

また、令和2年度は、令和元年と同様の2事業、合計3,217万円余に対し、6社から、税の軽減効果が拡充されたこともあり、前年度比495万円増となる2,105万円の寄附をいただいたところであります。

県としましては、これまで以上に多くの企業に賛同していただけるよう、対象事業の内容や税制上の優遇措置について、立地企業や本県ゆかりの企業などに広くPRし、企業版ふるさと

納税を、本県の貴重な財源として最大限活用してまいります。

○右松隆央議員 特例措置は、今のところ令和6年度までとなっていますので、より一層、企業の開拓を進めていただきますよう、お願いいたします。

次は、外国資本による土地売買について伺います。

今年の6月に、土地取引を調査・規制する新法が国会で成立しております。この土地利用規制法のポイントは4つありまして、1つは、安全保障上、重要な施設、自衛隊基地や原発の周辺1キロメートルを「注視区域」とすること、2つ目は、自衛隊司令部など、特に重要な施設の周辺は「特別注視区域」に指定すること、3つ目は、政府がこれらの土地の利用実態を調査し、特別注視区域は売買の事前届出を義務づけること、そして4つ目に、重要施設の機能を妨げる行為は中止を勧告命令し、従わなければ罰則規定を設けていることとあります。

また本県は、水源地域保全条例を我々の発議で7年前の平成26年3月に制定しております。水資源を将来にわたってしっかり守っていくために、水源地域の土地取引においては事前届出制としたところであります。

そこで危機管理統括監に、今回の国の新法成立を受けて、施行は先になりますけれども、自衛隊基地や駐屯地を持つ本県も、その対象に入ってくることになると考えますが、どのような認識を持っておられるか、そして環境森林部長には、条例公布から7年がたつわけですが、外国資本による土地売買の有無について伺います。

○危機管理統括監（小田光男君） 重要土地等調査法につきましては、国の安全保障上のリス

クとなる防衛関係施設等の重要施設や、国境離島等の機能を阻害する行為の防止を目的として、本年6月23日に公布されたところであります。

この法律は、公布後1年3か月以内に、政令で定める日から施行すること、基本方針の策定や土地等利用状況審議会の設置など、一部につきましては、1年以内に施行されることとされております。

法律を所管している内閣官房の重要土地等調査法施行準備室に確認いたしましたところ、現在、規制の対象となる注視区域等の指定手続などにつきまして検討中であり、自治体の関与につきましても、国が土地等の調査を行う際に、市町村に対し、住民基本台帳等の情報提供を求めること以外は未定とのこととありました。

県としましては、今後、国の基本方針や区域指定の動向等について、十分に注視してまいります。

○環境森林部長（河野譲二君） 水源地域保全条例における水源地域内の外資系企業と思われる者による森林の買収は、平成27年6月に、宮崎市において2.56ヘクタールを取得された事例が1件判明しております。

この事例につきましては、売買契約後、令和元年度の林地開発許可手続に伴い把握したもので、国の定期調査において報告しております。

県民生活に欠くことのできない水資源の保全は大変重要でありますので、今後とも関係機関と連携しながら、土地売買等における事前届出制や土地所有者等の責務などを明記した本条例を適切に運用するとともに、水源地域の保全に努めてまいります。

○右松隆央議員 私権制限や経済活動への影響は当然なくしつつ、安保の観点からは、外国資

本による不透明な土地利用とならないように、引き続きの注視をお願いしたいと思います。

次に、災害時の避難対策で3問伺います。

まず、避難所管理の重要な役割であり、手間暇のかかる安否確認、避難者の把握についてであります。

近年、特に地震や風水害が多発する熊本県では、過去の災害対応の経験から、避難所における避難者把握に、顔認証システムの確立を目指しております。熊本県は、NTTドコモと災害時の避難者把握に役立つデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの推進に向けた協定を今年の6月に結んでおりまして、同社が自治体と災害時のDXに関する協定を結ぶのは全国初とのことでもあります。

私も自治会活動で避難訓練に幾度となく参加するわけですが、やはり避難者の把握というのは、出入口で、あるいは自治会長が一人一人確認するような状況であります。手間暇のかかるものである中、今後、熊本県のような顔認証を導入し、効率化と正確性を図る考えはないか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（小田光男君） 避難所における避難者把握の現状は、入所時に受付で氏名等の記載を行う必要があるため、時間と労力を要しておりますことから、御指摘のありましたDXの活用等による把握方法のシステム化は、効率性・正確性において有意義な取組であると考えております。

御紹介のありました熊本県の顔認証機能を活用する方法は、個人情報の事前登録、それから他のシステムとの連携に検証を要するとして、今後、実証実験を行っていくと伺っております。

その結果が順調にいけば、避難所の出入管理

や避難者の健康管理の効率化、事務負担の軽減が図られるほか、要配慮者等の受入れに際し、より迅速な対応が可能になるのではないかと考えております。

熊本県の実証実験の結果につきましては、広く情報提供したいとのことですので、その結果を踏まえ、県としましては、市町村とともに検討してまいります。

○右松隆央議員 引き続き、避難所における環境改善の取組についてであります。

コロナの感染拡大がいまだに続く中、当然に、避難所においてもコロナ対応が必須になってまいります。

多くの自治体は、臨時交付金を活用しながら、間仕切りや段ボールベッドなど、避難所における備蓄品を購入したり、感染防止のために分散避難などの対策を啓発したりしております。

コロナ対策によって、もともと避難所においてリスクが高かった感染症など衛生面での向上や居住面での改善が、各自治体で鋭意進んでいると認識しているところであります。

そこで、避難所での生活をより過ごしやすくするために、いわゆるTKB、トイレである排せつ、キッチンである食事、そしてベッドである睡眠、これらの充実に向けて、本県ではどのような取組を進めているのか。そして本県も、ホテル旅館組合と協定を結ぶところまで行きましたけれども、コロナ禍で避難所が密にならないよう分散避難を推進するために、自治体によっては、要援護者など一定の条件下でホテル・旅館に避難すれば、宿泊費の一部を補助する制度を構築したところもあります。本県における分散避難の考え方と支援策について、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（小田光男君） 避難所の環境改善につきましては、コロナ対策を機に、過密防止や衛生面の改善が進んだところでありますが、避難生活の質の向上は今後も必要であると考えております。

このため、県及び延岡市では、トイレ不足に備えて、仮設トイレ等の供給等に関する協定を締結しているほか、えびの市では、防災食育センターを設置しまして、平時の学校給食と災害時の食料供給の場として運用しております。また、諸塚村では、避難生活で安眠できるよう、エアーマットの備蓄を始めたところです。

次に、分散避難につきましては、ハザードマップ等で安全性を確認した上で、在宅、避難所への避難のほか、ホテル、親戚・知人宅など多様な選択肢の中から、住民自身が自分に適した避難を検討する必要があると考えております。

こうした分散避難を促進する支援策につきましては、今後、市町村の検討が進むよう、情報提供をしてまいります。

○右松隆央議員 引き続き、ペット同行避難所運営のマニュアル作成について伺います。

家族同然のペットを飼っている人にとって、災害時にペットと一緒に避難することは当然のことでありまして、いかに大きな災害が起きようとも、ペットを家に置き去りにして避難することはあり得ないことであります。

ここで言う同行避難というのは、飼い主とペットが同じ空間で過ごすことを指すのではなく、避難所内でペット専用のスペースなどに飼い主が持参したケージを入れて受け入れる方式のことです。

そこで、ペットと一緒に避難できる避難所の確保が全国的な課題となっている中、本県では

どのように取組が進んでいるのか、また、ペット同行避難所マニュアルの作成の取組状況はどうなっているのか、これは福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 議員御指摘のとおり、飼い主にとってペットは家族同然であり、災害時に同行避難できることは大変重要だと考えております。

県内におきましては、昨年の台風を契機に住民からの要望が高まったと市町村から伺っておりまして、現在、同行避難できる避難所を事前に設定し、ペット専用スペースを確保している市町村は、宮崎市、延岡市、日南市、日向市、西都市の5市となっております。

最も多い延岡市におきましては、小中学校等50か所、また宮崎市では、交流センター等9か所を、同行避難が可能な避難所として今年の8月に公表しており、この5市につきましては、同行避難に際し一定のルールが定められております。

県といたしましては、避難所運営の主体となる市町村が、ペットの受入れを円滑に行うための同行避難マニュアルを作成できるよう、先進県の取組を参考にしながら、危機管理局とも連携して、ガイドラインの策定を進めてまいります。

○右松隆央議員 取組を進めていただくようお願いいたします。

次は、福祉保健部に移ります。

まずは、新型コロナ対応の最前線で、重黒木部長を先頭に、職員の皆さんが全庁挙げて毎日遅くまで注力しておられますことに、心から敬意と感謝を申し上げます。

その上で、感染症の実態は一体どうであるのか、そして、新たな株による第6波も起こり得

ることも含めて、今後の見通しや感染対策について、幾つか議論をしてみたいと考えております。

まずは、周知のとおりであります。今回の第5波は、今までの株からデルタ株に置き換わっており、基本再生産数からも驚異的な感染力は明らかで、感染拡大の猛威を振るっております。ウイルスは日に日に進化していると実感せざるを得ない状況にあります。

そういった中で、ワクチン接種も進んできており、目に見えた予防効果も数値化されておりました。諏訪中央病院の玉井医師によると、ワクチン接種によって、入院・死亡の予防効果は93～96%、発症予防効果は64～88%、感染予防効果は64～79%とされ、ワクチン接種の効果はしっかりと見てとれると考えております。

そこで福祉保健部長に、今回のデルタ株と過去の波との発症者、重傷者、死亡者における数率の相違点をどう分析しておられるのか、また、ワクチン接種の有無と感染との相関データはどのような数字が出ているのか伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） まず、第3波以降の感染者数につきましては、第3波で1,576人、第4波で1,112人、8月末までの現在の第5波で2,436人となっております。

次に、感染者のうち症状を有する方の割合は、第3波で74.9%、第4波で78.5%、第5波は、8月末まででございますが、85.3%となっております。

さらに重傷者の割合は、第3波で1.5%の24人、第4波で1.8%の20人、第5波は8月末までで0.5%の15人[※]となっており、さらに亡くなられた方につきましては、割合は第3波で1.3%の21人、第4波で0.4%の5人、第5波では、同じく8月末までで0.2%の6人となっております。

※ 59ページに訂正発言あり

これらの数字を見ますと、第5波は、感染力の極めて強いデルタ株の影響によりまして、感染者数は過去最多となり、症状を有する方の割合も高い状況となっております。

また、ワクチン接種の効果は、詳細な分析を待つ必要がありますけれども、重症化や死亡の割合は、第3波、第4波と比較し、第5波では低い状況にあります。

なお、ワクチン接種は2月17日から開始しております。8月31日の時点において2回接種済みの方が48万9,033人、1回接種済みの方が11万3,804人となっております。2回接種済みで感染した方が163人、1回接種済みで感染した方が148人となっております。

○右松隆央議員 ぜひ、その数値は県ホームページ等でも掲載していただいて、ワクチン接種の有効性を周知するとともに、新規陽性者数だけに目が行くことなく、各波における発症率や重症率、それから死亡率を明確にすることで、科学的データに基づく施策決定をお願いする次第であります。

7月30日に鹿児島県は、デルタ株の新変異であるE484K変異を併せ持つ陽性者が出たことを明らかにしました。このE484K変異ウイルスは、抗体の攻撃から逃げる性質を持つと考えられており、再感染しやすくなる可能性や、ワクチンが効きにくくなる可能性を指摘されております。

そういった中、7月20日に、今度は南米ペルーの由来とされるラムダ株が、そしてまた同時期には、コロンビアで初めて報告されたミュー株が羽田空港に到着した人から確認されたと、厚労省から発表があったところであります。

頻繁に変異株を生み出す新型コロナとの闘い

はいつまで続くのかと、暗たんたる思いすらするわけであります。

そこで福祉保健部長に、本県における新変異の確認はまだされていないのか、そして、今後の新たな変異株による第6波への懸念をどう感じているのか、今後の感染症対策の考え方も含めて伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県では、新たな変異を持つウイルスは、いまだ確認はされておられませんけれども、これまでの感染拡大も変異株による影響が大きかったことから、今後、国内外から持ち込まれ、新たな感染爆発につながる可能性はあるものと懸念しております。

今後は、ワクチン接種や抗体カクテル療法などの新たな治療法により、重症者や亡くなられる方の割合が減少することが期待できる一方で、今回のデルタ株のように、ウイルスの変異により感染力の強い新たな変異株が出現し、感染者数が大きく膨れ上がり、重症者等の絶対数が増加する状況も想定する必要があります。このため、常に新たな変異株に重大な関心を持って注視してまいりたいと考えております。

次に、今後の対策につきましては、県においては現在、第5波への対応に全力を尽くしているところでありますけれども、国においては、ワクチン接種が進んだ後の社会経済活動の制限の在り方について検討が進められておりますので、今後の感染状況を見極めながら、必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

なお、対策の実施に当たりましては、県民の皆様様の御理解・御協力が必要となってまいりますので、感染状況や見通し等の情報について、十分な周知に努めてまいります。

○右松隆央議員 第6波も十分に起こり得ると

して、やはり冒頭申し上げましたけど、緊急事態宣言に至らないように、県民負担のない——何万円もかけて自費でやらないといけないケースも出ていますので——徹底的な検査、そして迅速な感染予防対策を講じていただくよう、強く求めさせていただきたいと思っております。

続いて、コロナ禍で一層、社会的孤立が顕著になっている問題について議論してまいります。

社会的孤立を引き起こしているケースは様々あります。例えば、80代の親が50代のひきこもりの子を支えている、いわゆる8050問題、それから、子供が家族の介護を担うヤングケアラー問題、この議場でも何度も話が出ています。さらには、子育てと親や親族の介護が同時期に発生するダブルケアの問題など、複数の分野にまたがるケースがあり、それらの相談体制をどうしていくかについては、大きな課題とされております。

そこには行政の縦割りの弊害もあって、関連する行政組織も、介護や高齢者福祉、障がい者福祉や医療保険、さらには生活保護や学校教育など、多岐の部署にわたっております。こういった相談窓口を統合することは、なかなか困難になっている自治体も見受けられるケースがあります。

様々なケースが存在する社会的孤立対策として、政府は、重層的支援体制整備事業を対策の一つに掲げております。

しかし、自治体の手挙げ方式に基づく任意事業と位置づけているために、来年度以降、実施を計画している自治体は、全国で2割未満にとどまっているという現状になっております。

そこで福祉保健部長に、社会的孤立対策として、複数の分野にまたがる相談体制や支援体制

を一括して整備する、重層的支援体制整備事業の本県の取組状況、そして、拡充への今後の計画を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 議員御指摘のように、8050問題やダブルケアなどの複雑化・複合化した地域生活課題への対応は、極めて重要な課題であると認識しております。

そういった中で、国は、複数の分野にまたがる相談などに一括して対応し支援できるよう、市町村において重層的支援体制の整備を進めており、県内では3市5町が、次年度以降の事業実施に向けて準備に取り組んでいるところでございます。

例えば都城市におきましては、ひきこもりの息子を持つ高齢の父親に対する支援の相談を通して、市社会福祉協議会が中心となって、家庭の複合的な課題を把握し、複数の関係機関が連携したことで、父親とともに息子の支援に道筋がつくなど、一定の成果が見られております。

県では、この事業を「第4期地域福祉支援計画」におきまして、地域共生社会の実現に向けた重要な取組として位置づけておりまして、令和7年度までに13の市町村が取り組むことを目標としております。

そのために、庁内の連携体制づくりや、市町村等を対象とした体制整備に関する研修に取り組んでおりまして、今後も、先進事例等の情報提供などを通じて、事業の積極的な推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 社会的孤立に苦しむ人へのしっかりとした支援体制の整備を要望させていただきたいと思います。引き続きお願いします。

次に、商工観光労働部に移ります。

冒頭の知事への質問でも申し上げましたが、

1年半にも及ぶ新型コロナによる様々な行動制限、度重なる県独自の緊急事態宣言がもたらした県経済へのダメージは、深刻な様相を呈しております。

東京商工リサーチによると、昨年2020年に、自ら事業をやめたり解散したりした件数が、全国で5万件前後となって、過去最多となる見通しを明らかにしております。

政府の持続化給付金や、実質無利子・無担保の融資といった支援策によって、一時的に持ちこたえ、倒産件数は一定程度低い水準となっておりますけれども、コロナ禍で出口が見えずに先行きを悲観し、自主廃業を選ぶ事例が急増しております。今後、給付金の打切りや返済期が来れば、さらに悪化することは自明であります。

そこで商工観光労働部長に、新型コロナによる県内企業の経営状況はどのような様相であるのか、そして、今後もこのままコロナ禍が続くならば、その影響をどう見通しているのか伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 県商工会議所連合会が実施しております、今年4月から6月期の「県内企業景況調査報告書」によりますと、「業況が好転している」と回答した企業の割合から、「悪化している」と回答した企業の割合を差し引いた、いわゆるD Iの数値は、既に新型コロナの影響を受けていた前年同月期の比較においても、マイナス3.7ポイントとなっております。

特に、業種別で見ますと、卸売業がマイナス27.3ポイント、小売業がマイナス7.7ポイントとなっております。

なお、サービス業につきましては、ゼロポイントでありましたけれども、これは、前年同月

期は既にコロナの影響を大きく受けていたためでありまして、7月から9月期の見通しは、マイナス19.2ポイントとなっております。

今後、第5波の影響や、これまでの影響の長期化に伴い、業績回復の見通しが立たない状況が続けば、企業の倒産や休業業の増加が懸念されるところでございます。

県としましては、日頃から県内企業の支援を行っていただいております、商工団体や金融機関等と連携しまして、県内企業の経営状況等、今後の動向を注視してまいります。

○右松隆央議員 引き続き、新型コロナに苦しむ県内企業への支援対策について、まとめて伺います。

まずは、時短要請に応じた飲食店への協力金について、今年5月9日から31日までの県独自の緊急事態宣言において、申請件数が何件あって、その支給状況はどうだったのか、こちらを福祉保健部長に伺います。

それから2つ目に、商工会議所と商工会が取り扱っている飲食関連事業者への支援金、並びに県内事業者緊急支援金の支給件数について。

そして3つ目は、県が行っている緊急雇用維持支援給付金ではありますが、支給対象は、宮崎労働局から、国の雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた県の事業者となり、対象期間が令和3年5月1日から8月31日までの最大4か月となり、雇調金等の支給決定額の10分の1を県が支給するものであります。さきの2つの支援金とともに、本給付金の申請件数と支給済みの額を、商工観光労働部長にそれぞれ伺いたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 飲食店への協力金につきましては、本県では市町村が支給事務を行っており、今年5月の時短要請では、

宮崎市、都城市及び三股町が対象となったところであります。

最も件数が多かった宮崎市では、臨時の職員を含む最大約20名の体制により、申請2,755件のうち、申請書類に修正が必要な際に申請者と連絡が取れなかったり、書類の差し替えが未提出などの理由による処理中の9件を除き、申請受付から最短で3週間、修正処理があった場合には約5週間で支給しております。

都城市では、臨時の職員を含む最大約10名の体制により、申請976件のうち、処理中の15件を除き、申請受付から最短で10日、修正処理があった場合は約3週間で支給しております。

三股町では、申請49件の全てが処理済みであり、申請受付から最短で11日、修正処理があった場合は約2週間で支給しております。

なお、先ほどデルタ株の感染状況の分析の答弁の中で、重症者の割合、第5波で0.5%の15人と答弁しておりましたが、間違っておりました。0.5%の13人が正しい数字でございますので、訂正させていただきます。失礼しました。

○商工観光労働部長（横山浩文君） まず、県による営業時間短縮要請に協力いただいた飲食店等と直接取引のある事業者のほか、タクシー及び代行運転事業者を対象に、月額10万円を支給する「飲食関連事業者等支援金」並びに、5月に発令した県独自の緊急事態宣言によって売上げが減少している事業者を対象に10万円を支給する「県内事業者緊急支援金」につきましては、商工会議所や商工会連合会において申請受付及び審査を行った後、県において支援金を支給しております。

その実績につきましては、8月31日時点で、「飲食関連事業者等支援金」は229件、「県内事

業者緊急支援金」は3,373件を支給済みでございます。

また、コロナの影響による厳しい経営環境の中、労働者の雇用維持を図るために、休業により雇用を維持する事業者を対象としました「緊急雇用維持支援給付金」につきましては、直接、県で申請受付・支給を行っておりまして、8月31日時点で438件の申請があり、そのうち140件、約1,612万円を支給済みであります。なおおむね申請から2～3週間で支給を行っているところでございます。

○右松隆央議員 本県では支給の遅れが見られていないことに、感謝いたしたいと思えます。

国は、秋の臨時国会か来年の通常国会に、30兆円規模の経済対策を打ち出す方向で調整と聞いておりますが、本県独自の商工業者への支援対策の構築、これも重ねてお願いさせていただきたいと思えます。

次に、県土整備部に移ります。

まずは、土砂災害対策についてであります。

7月3日に発生した、静岡県熱海市での伊豆山の土石流災害は、全国に大きな衝撃を与えることとなりました。死者が26人にも上り、いまだに行方不明者が1人と大惨事となりましたこと、亡くなられた方々に改めて心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、まだ行方の分からない方が一日も早く見つかりますことを、心から願っております。

大雨時に山から溪流を伝って下る土砂の猛威を、今回の災害ではまざまざと見せつけられることとなり、さらに、上流部に人為的な大量の盛土があれば、発生時の被害は極めて大きくなることをしっかりと受け止め、本県も規制や対策を強化していく必要があると、改めて認識した次第であります。

そこで県土整備部長に、土石流や土砂災害の危険箇所での災害を未然に防ぐための調査をどのように進めておられるのか、そして、今回の伊豆山での土石流災害を受け、国が求める盛土による災害防止のための総点検は、どのような進捗状況に現在あるのか伺います。

○県土整備部長（西田員敏君） 本県では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれがある箇所の基礎調査を平成17年度から実施しており、令和元年9月までに、土石流が3,466か所、急傾斜地の崩壊が1万1,523か所、地滑りが244か所、合わせて1万5,233か所の調査を完了しております。

現在、その結果を基に、土砂災害警戒区域等の指定を、全ての箇所について本年度までに完了するよう取り組んでいるところです。

また、基礎調査はおおむね5年ごとに行うこととされており、現在、2巡目の調査に着手し、地形や地質、土地の利用状況などを確認することで、危険性が高い箇所の把握に努めているところであります。

一方、今回、国から協力依頼のあった盛土総点検につきましては、県土整備部のみならず、森林法、農地法などを所管するそれぞれの部局において、国土地理院から提供のあった地図データを参考に、今月13日までに点検箇所を抽出することとしております。

その後、現地に赴き、許可、届出などの内容との相違や安全性などの確認を行い、その結果を取りまとめて、年内に国へ報告する予定であります。

○右松隆央議員 本県でも、椎葉村の痛ましい土砂災害が起きております。その中で、地形とか地質とかの細かい変化を見逃さない、なおかつ膨大な数でございますので、難しい調査であ

りますけれども、災害の未然防止に資する調査、点検を引き続きお願いしたいと思います。

引き続き、土砂埋立て等の規制に関する条例制定について伺います。

この条例は、残土条例とも言われており、建設工事等で発生した土砂が他の地域に搬出され、山間部の谷地の埋立てや農地のかさ上げ等に使われ、中には、今回の熱海市のような不適切な盛土造成がなされたり、単に投棄や放置されるということになれば、土砂の流出や崩壊、そして自然生態系への影響などの問題を引き起こす要因ともなっております。

現行法では、土砂の埋立て等に伴う問題に十分に対応することができないとして、土砂埋立て等の規制に関する条例は、都道府県では、平成9年の千葉県から始まり、昨年4月の段階で、九州では福岡、大分、佐賀県を含めて、2府19県の、合わせて全国の半分近い21の府県で制定されております。

そこで、知事に伺いますが、本県として、土砂埋立て等の規制に関する条例を制定される考えはないのか伺います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の土石流によりお亡くなりになられた方々、その御遺族に対し、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

本県ではこれまで、この静岡のような土砂埋立てに起因する災害は確認されておりませんが、一たび今回のような土石流が発生すると甚大な被害をもたらすこととなりますので、このような災害の防止は重要な課題であると認識しております。

土砂埋立て等の規制につきましては、議員御指摘のとおり、全国で約半数の都府県が条例を

制定していると承知しております。

これらの条例を見てみますと、土壌汚染や災害の発生、産業廃棄物の不適切な処理などの様々な観点から条例が制定されておきまして、規制の度合いも自治体ごとで異なりますことから、実効性を持たせるためには、全国統一的な基準が必要であると考えております。

このため全国知事会では、法制化によります全国統一の基準・規制を早急に設けるよう、国に要望しているところでありまして、今後、国の動向を注視するとともに、全国知事会等を通じて、また私自身も機会を捉えて、地方の意見を届けてまいります。

○右松隆央議員 続いて、河川管理予算と自治体の業務量増加への対応について伺います。

気候変動の影響で水害リスクが年々高まっている中で、全国的に自治体の河川管理予算が膨らんでいるのが実情となっております。

昨年度は10年前と比較すると、政令市で平均1.9倍、都道府県で1.6倍に達しているとの、東北大学災害科学国際研究所の調査結果が公表されております。

加えて、平成25年12月に、河川管理施設を良好な状態に保つよう管理者の維持・修繕が義務化された、河川法の改正による点検業務が大きなターニングポイントとなって、自治体の業務量が増大しているのが実態であります。

そういった中、北海道、新潟県に次いで、全国第3位の河川延長を誇る長野県であります。限られた人員と予算の中で、職員だけで法定点検を行っていくためには、現地担当者の負担の軽減策を図るしかないと考えて、点検した結果を記録に残す作業のシステム化を検討し、base page（ベースページ）と言われる情報共有クラウドサービスを使った河川管理シ

システムを導入しております。

また、堤防の法定点検にプラスして、道路と兼用となっている河川施設や、危険と思われる箇所(point)の点検も実施し、県内の河川情報を全てこのシステムに集約しており、さらには、河川の現況調査、長寿命化計画の進捗管理、緊急報告についてもシステム化を進めると聞いております。

そこで県土整備部長に、本県における河川管理予算額の推移と、河川法改正に伴う職員の業務量増加に対してどのような対応・対策を取られているのか伺います。

○県土整備部長(西田員敏君) 近年、全国各地で大規模な浸水被害が相次ぎ、河川管理施設の老朽化も進む中、これらの維持管理はますます重要となっております。

このため、河川管理予算については、全国的に増加傾向にあり、本県では約8億8,000万円であった10年前の平成22年度予算に比べ、昨年度は、その1.5倍となる約13億4,000万円に増加しております。

さらに、平成25年の河川法改正に伴い、河川管理施設の点検が義務化され、担当職員の業務量も増加したことなどから、平成27年度以降の点検では外部委託を導入しております。

なお、委託費は、平成29年度までの3年間は年間5,000万円前後、平成30年度以降は点検内容を見直し、年間3,000万円前後となっております。

今後、限られた人員体制の下で様々な業務の効率化を図るためには、デジタル技術の活用が重要な視点でありますので、議員御指摘のベースページなども参考にしながら、引き続き適正な河川の維持管理に努めてまいります。

○右松隆央議員 委託が駄目とは言いません。

長期的な経費額、それから、職員の技術の継承とかシステムの利活用の度合いも含めて、何がベストなのか、引き続き最善の対応をお願いしたいと思っております。

次は、環境森林部に移ります。

国際社会が取り組むSDGs、脱炭素社会に貢献するとして、今、民間企業においても、木造ビル、とりわけ木造中高層ビルが脚光を浴びております。国も、以前に施行した公共建築物等木材利用促進法をこのたび法改正し、名称に「脱炭素社会の実現に資するための」の文言が加わるとともに、「公共」の文字は外されて、法の適用範囲を公共建築物以外に広げることを明文化し、民間建築物における木造利用の促進を後押しした形となっております。

具体的には、木造利用を進めようとする事業者、建築主に、国または地方公共団体と協働して、その構想の実現に取り組んでもらうために協定制度を創設し、建築主に加え林業・木材産業事業者、そして建設事業者もこの協定に参画することを可能とし、協定に基づく取組に対して、国や自治体は財政的支援や情報提供などを行うこととしております。

今年の3月に、仙台駅の東口前に国内初の7階建て純木造ビルが完成しております。

構造用集成材を使わずに、製材を束ねて一体化した「束ね柱」を用いたのが特徴とされておりまして、木材の地産地消を促進する手法として注目を浴びているところであります。

そこで、国が強く進める脱炭素社会実現の観点から、法改正もあった中で、木造中高層ビルの着工は、今後も全国的に、より一層進むと考えられるわけではありますが、協定制度の活用も含め、民間建築物の木材利用促進に、県としてどのように取り組んでいく考えであるのか、環

境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 木材の利用は、資源循環型林業を推進し、脱炭素社会の実現にも貢献することから、住宅分野はもとより、木造率が低い中高層建築物や、非住宅分野への活用を進めていくことが必要であります。

このため県では、県有施設等の公共建築物の木材利用を進めるとともに、駅などの公的スペースの木造・木質化への支援や、木造の設計スキルを持つ建築士の育成などに加え、本県の豊かな森林や木材利用への県民理解を深める普及啓発にも取り組んでいるところであります。

議員より御紹介のありました仙台駅前の純木造ビルは、大変関心を持って受け止めており、このような民間の木造中高層ビルは、さらに取組が進むものと考えております。

今後は、国の法改正をさらなる木材需要拡大の追い風として、新しい協定制度的について広く周知するとともに、最新の木材活用事例などの情報提供や、木材利用技術センターによる技術的な支援を行うなど、国や市町村、関係団体とも連携しながら、民間建築物の木材利用促進に向けた環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ取組を進めていただきますようお願いいたします。

続いて、山の再生、千年の森づくりについて議論してまいります。

これは承知のとおりでありますけれども、我が国では戦後、木材需要増に対応するために、ブナなどの広葉樹の天然林を伐採し、代わりに成長が早く木材として使いやすい杉など、針葉樹の人工林を全国的に増やす拡大造林政策を推し進めてまいりました。

しかし、その後、安い海外産の輸入自由化

で、国内産の需要は低迷し、価格も下落するなど、当初の「林業で誰もがもうかる」といううたい文句は、今日は現実には至っていない状況にもあります。

もちろん、本県が誇る杉丸太生産量30年連続日本一、この輝かしい記録は大いに評価させていただいていることは、言うまでもありませんけれども、一方で、山の再生、生物の多様化という観点から、広葉樹の天然林が再評価され、林野庁も、1972年と少し前ですが、方針を一部転換し、杉などの植林を続けるとともに、天然林の再生も促しているところであります。

こういったブナやシイの林など、山を再生する取組の中で、全国の自治体では、「千年の森づくり」と題して計画的に整備を進めている地域があります。

林野庁も、そういった流れを鑑み、森林・林業基本計画で、森を「緑の社会資本」とし、資源だけでなく、防災や低炭素社会の実現といった環境重視で位置づけるとともに、国有林での植林事業にも広葉樹を混植するなど、事業に乗り出しているところであります。

そこで環境森林部長に、本県もいろいろ山について非常に取組が進んでおりますが、千年先の森づくりを見据えて、針葉樹と広葉樹のバランスの取れた山の再生へと計画的に進めるべきであると考えておりますが、現在の取組の状況、そして部長の考えも伺いたいと思います。

○環境森林部長（河野譲二君） 県では、人工林伐採後の適切な再生林による森林資源の循環利用を促進するほか、多様な広葉樹の導入により、公益的機能を重視した森林整備にも取り組んでいるところであります。

具体的には、県の森林環境税等を活用し、水源地等の上流域において、再生林面積の約15%

に当たる年間約300ヘクタールの広葉樹を植栽し、水源の涵養や土砂流出防止等の公益的機能の高度発揮や、野生鳥獣と共生できる森林づくりに取り組んでおります。

また、今年度スタートしました第八次森林・林業長期計画では、令和12年度の広葉樹の造林面積目標を400ヘクタールとし、再造林における広葉樹の割合を高めることとしております。

県としましては、今後とも、市町村や関係団体等と一体となって、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる、針葉樹と広葉樹のバランスの取れた多様で豊かな森林づくりを、将来を見据え、計画的にしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今の取組をさらに推進していただくよう、お願いします。

引き続き、放置竹林の現状と竹資源の利活用について伺っていきます。

林野庁の資料によれば、全国の竹林面積は、2017年で16万7,000ヘクタールとなり、これは、5年間で5,000ヘクタールも増えたこととなります。

人の手が入らなくなったのが原因で、竹は、タケノコを採取したり、竹籠など生活用品の素材として利用してきたわけではありますが、安価な中国産のタケノコの流入やプラスチック製品の普及などで、経済的な価値が相対的に下がってきており、管理が行き届かない竹林が広がっている状況にあります。

特に、隣県の鹿児島県や大分県などが顕著になっており、竹が成長すれば、御承知のとおり樹木が育ちにくくなるなど、林業や農業にも大きな悪影響が出てまいります。やぶ化すると、管理はさらに難しくなってまいります。

そういった中、本県では、竹炭の活用にいる

いる取り組んでおられますが、竹害撲滅に意欲を燃やす団体などが、幼竹をメンマに加工する国産メンマプロジェクトを立ち上げて、事業化を推進する動きが出ております。

本県でも、延岡市の江原太郎さんが、JA延岡のたけのこ部会と業務提携を結んで、延岡メンマの生産、販売に乗り出すとの報道も目にしたところであります。

また、隣県の鹿児島県の薩摩川内市では、竹由来素材のセルロースナノファイバーの研究を進めておりまして、軽量で丈夫で環境負荷も少ない建材としての性能を、環境省の事業を通じて確かめているとのことであります。

そこで環境森林部長に、本県の竹林面積の推移はどうなっているのか、また、竹を地域資源として活用する取組が、県内ではどこまで広がり、さらに県としてどういった後押しをしていくのか伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 本県の竹林面積は、平成31年3月末現在で約6,000ヘクタールと、平成25年に比べ約500ヘクタール増加しているところであり、県では、再造林後の除伐等を促進することにより、人工林へ侵入する竹の対策に取り組んでおります。

一方、県内では、全市町村でタケノコ生産が行われており、古い竹の伐採や施肥など、竹林の整備を支援するとともに、議員より御紹介のありました、延岡メンマの開発のきっかけとなったメンマ生産講習会の開催などの支援も行っているところであります。

また、県内における竹の活用事例としましては、飲料水の浄化に使い、フランスにも輸出されている竹炭スティックのほか、竹を粉末にして発酵させた畜産飼料が商品化されております。

県としましては、増加傾向の竹林面積の現状に鑑み、竹のさらなる有効活用を図るため、竹や竹炭、タケノコなどの生産施設等の整備や、それらを活用した新商品の開発について、引き続き支援してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、竹林被害を抑えていくためにも、これからも積極的な竹の利活用を進めていただくよう、よろしく申し上げます。

次に、農政水産部に移ります。

国は先月から、来年度の概算要求の議論を始めしており、同月末には財務省に詳細を提出しております。

政府全体では、来年度予算に特別枠を設けて、グリーン、いわゆる脱炭素、それからデジタル化、地方活性化、子育て支援の4分野に重点配分する方針を固めております。

農水省は、これからの農林水産業の柱として、農業分野で脱炭素を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた政策を打ち出すこととなります。そして、その後押しをするために新法を制定し、前向きに取り組む個々の生産者、有機農業の団地化など、地域ぐるみの活動、そして、環境負荷の低減や生産性向上にもつながるスマート技術には、中小農業法人や家族経営にも取り組んでほしいとし、これらを法律に基づく仕掛けとして、安定的に支援することとしております。

私は、本県は農業県として、みどりの食料システム戦略や、新法の中身を先取りした取組を進めておくことが大事だと考えております。新法は、同戦略の実現に向けて、国の基本方針のほか、県や市町村が取組の基本計画を立てることを想定し、かつ同戦略交付金を新設した上で、生産者や技術の研究開発を行う事業者などが取組内容を提出し、認定されれば、税制や金

融措置による支援が受けられる方向で検討されております。

そこで農政水産部長に、みどりの食料システム戦略をどのように受け止め、国の新法制定を見越し、本県としてどう先取りして取り組んでいかれる考えであるか伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 「みどりの食料システム戦略」は、2050年までに、CO₂の実質ゼロ化や化学農薬使用量の50%低減などを目標に、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を、イノベーションで実現させる長期戦略であります。

議員御指摘のとおり、この戦略の理念や取組の方向性は、今後の農業政策の大きな柱になると考えており、「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現を目指す、本県の第八次長期計画を推進する上で、大変重要な政策であると認識しております。

このような中、宮崎市の一里山では、地域全体で茶の有機栽培産地への転換の取組、新富町では、家畜排せつ物によるバイオ液肥活用の取組など、意欲ある生産者による、この戦略を先取りした動きも出てきておりますことから、国の新法制定や新たな施策の動きを注視するとともに、新しい交付金の活用など、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

県としましては、脱炭素社会の実現がグローバルスタンダードになる中、本県農業を持続的に発展させるために、生産性の向上を図りながら、環境負荷低減や資材のグリーン化に関する技術開発や普及に積極的に取り組むことで、トップランナーを目指してまいります。

○右松隆央議員 農業先進県として、このみどりの戦略交付金の活用を大いに期待しております。

引き続き、食料安全保障の強化と、新たな国民運動「フードシフト」への本県の取組について伺います。

今回の長期にわたるコロナ禍は、様々な方面に多大な影響を与えております。農業分野でいえば、穀物の国際価格が高騰し、史上最高値を記録した2012年の水準に近づいており、飼料の多くを輸入に頼る畜産経営を圧迫したり、米やパスタ、それから加工業務用野菜の輸入停滞も起こっております。

食料供給への不安を世界的に高めておりました、G20においても、食料安保の強化に向けた行動を各国に呼びかけております。

そのような中、我が国における昨年度の食料自給率は、カロリーベースで過去最低となつて37%と公表されました。米の消費減退が進む中、国は麦や大豆、加工業務用野菜などを輸入から国産に置き換える対策を進めていき、2030年度には目標の45%に引き上げるとしております。

そして、農水省は今年の7月に、食料・農業・農村基本計画で、新たな国民運動としてフードシフトを始めるとし、発表しております。

官民協働で農業農村の取組や魅力を発信し、消費者と生産者の距離を近づけ、国産の農産物を積極的に選ぶといった国民の行動変容につなげるとし、今般、公式サイトも開設したところであり、本県もこれには随時取り組んでおりますけれども。

そこで農政水産部長に、全国でも有数の食料供給基地である本県における、受給率向上への取組と、国の新たな国民運動「フードシフト」と連動する形でどのような取組を進めていくのか伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） コロナ禍によ

り、食料安全保障の重要性が再認識されている中、本県の令和元年度の食料自給率は60%と、我が国の食料供給を下支えしていると自負しております。

一方で、食の洋食化や最近の米の消費減退等に伴い、直近10年間で本県の食料自給率は6ポイント低下しておりますことから、地産地消や県民の理解醸成に取り組む必要があると考えております。

このため、「みやざきの食と農を考える県民会議」の活動などを通じて、飲食店と連携した県産米の消費拡大や、米粉パンを含めた米飯学校給食の推進に加え、130名の食育ティーチャーが県内各地で県産食材の魅力を伝える食育活動に取り組んでおります。

県としましては、新たな国民運動である「フードシフト」は、食と農のつながりを深め、国産農産物を積極的に選ぶといった、消費者の行動変容につながる大変重要な取組であると考えておりますので、地産地消、県産県消を合い言葉に、毎月16日の「ひむか地産地消の日」の普及に努めるなど、より多くの県民にフードシフト運動が広がるよう、積極的に取り組んでまいります。

○右松隆央議員 県民会議の取組を評価させていただくとともに、毎月16日の「ひむか地産地消の日」が、食品スーパーなどで大いに広報されて、県民のさらなる意識づけにつながることを願っております。

続いて、九州、中国地方の記録的な大雨、そして、本県でも雨が長く降り続いた8月の被害状況について伺ってまいります。

先月中旬、停滞する前線の影響で、本県でも、1日に200ミリを超える大雨や、1週間で1,000ミリ近い長雨をもたらしております。農

作物や農業用施設等の被害が大変心配され、また、天候不順による野菜などの価格高騰が、現在も続いている状況にあります。

さらに、今月中旬以降に出始める秋冬作物の定植作業や生育への影響も、大変懸念される所でございます。

そこで農政水産部長に、8月の大雨、長雨による被害状況はどうだったのか、また、出荷減となった生産者や、施設復旧への対応、そして、今後の栽培や病害発生などへの影響について伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 8月の大雨、長雨では、本県では、22か所の農地ののり面や32か所の水路・農道の一部が崩壊するなど、農地・農業用施設において、暫定値で約1億8,400万円の被害が発生したほか、圃場への浸水も確認されました。

また、キュウリで実の着果不良等が発生し、例年と比較しまして、8月の出荷量、販売金額ともに3割程度減少する影響を受けたほか、ニンジンなどの露地野菜において、種まき作業等の遅れも生じました。

県といたしましては、長雨対策についてJAや市町村等と連携し、出荷量減少のおそれのある生産者に対し、生育回復に向けた施肥や、病害防除などの指導を行いますとともに、大雨で被災した農地等については、災害復旧の準備を進めている所でございます。

今後も、露地野菜や水稲を中心に、生育遅れによる収量減少や、いもち病など病害虫の蔓延が心配されますことから、引き続き、生産者に寄り添い、収量回復や病害虫防除の指導・支援を徹底してまいります。

○右松隆央議員 引き続きの対応をよろしくお願いたします。

続いて、今年度から始まる「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画」について伺ってまいります。

第八次長計は、第1編の長期ビジョンで、令和12年度を目標とする10か年計画、そして第2編では、5か年基本計画の二本立てとなっております。

この長計の10年後の構造展望として、農業経営体数が、令和元年度から25%減の2万3,800経営体とし、農業生産人口も12%減となる3万6,700人、そして経営耕地面積は、8%減の4万500ヘクタールとする一方、農業産出額は約1割増の3,742億円としております。

この目標値から、農業経営体数のさらなる減少が進む中で、法人経営体であったり、あるいは主業農家を中心として、農地の規模拡大、あるいはスマート農業で効率化、収益化を高め、また畜産分野をより伸ばして農業産出額を高めていこうとする戦略が表れたものだと感じております。

そこで農政水産部長に、第七次長計の後期計画にはなかった、儲かる農業として具体的な所得目標が書かれてあります第八次長計において、家族経営の農業所得を他産業と同水準の640万円に設定するとともに、法人化モデルでは目標所得を4,000万円に設定することを明記されておりますが、この実現に向けたそれぞれの経営モデルの考え方と推進策を伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 第八次長期計画では、新たな視点として、「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現に向け、経営規模の大小や個人・法人の別を問わず、家族を中心とした産地を支える経営体を「みやざき型家族農業」として位置づけるとともに、稼げる農業の目指すべき姿として、新たに所得目標を設定い

たしました。

具体的には、家族経営で他産業と同水準の640万円を所得目標として、省力化や生産性向上といったスマート技術等を取り入れることで、所得1,000万円以上のスマート化モデル、高度な財務・労務管理を実践し、規模拡大や法人化を図ることで、所得4,000万円以上の法人化モデルを例示したところです。

その実現に向けましては、JA等の関係団体とも連携し、新規就農からトップランナーに至るまでの経営の発展段階に応じて、しっかりと伴走支援しながら、必要となる技術の導入や経営基盤の拡大、優れた経営感覚を持った農業者の育成を図ってまいります。

加えて、外部委託等の分業化の拡充や、コスト削減に向け規格を簡素化する流通構造の改革など、経営発展を支える環境整備を推進しながら、担い手が希望を持てる魅力あるみやざき農業を実現してまいります。

○右松隆央議員 具体的な所得の目標設定には、県の儲かる農業への思いを強く感じております。その実現に向けて、様々な角度から取組を進めていただくようお願いいたします。

引き続き、新規就農者とその定着、並びに農地の担い手の現状とその確保策について伺います。

本県の新規就農者は、直近の令和2年が408名で、4年連続で400名を超えており、順調に推移しているところであります。その内訳を見ると、自営就農での後継者が減りつつある中で、10年前からは、雇用就農が一気に増え始めております。新規就農相談センターや、農業法人の育成、新規参入増など、県や農業団体の懸命な取組が功を奏していると認識しております。

一方で、国の全国統計では、常雇いの人数が5年前から約3割減っていることから、就農後に定着していない可能性を指摘しております。

また、遊休農地の増加が全国的に大きな課題となっている中で、農水省の調査では、担い手農家だけでは地域の農地を引き受けるのは限界とする市町村が大半を占めていることが、調査結果で出ております。そういったことから、来年度の国の予算の概算要求では、認定農業者だけでなく、半農半Xといったものを含めて、多様な担い手の確保に施策と財源を充てていく方針を示しているところであります。

そこで農政水産部長に、本県の雇用就農者のその後の定着状況はどのような数字になっているのか、また、離農農地を維持していく上で多様な担い手を確保するために、支援策も含めて、今後、具体的にどのような取組を進めていくのか伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県の新規就農者のうち、雇用就農者の定着状況につきましては、平成27年度に「農の雇用事業」を活用した方の平成30年度末における定着率が、75%となっております。

雇用就農者に対する意識調査では、休日の確保や技術習得・研修体制の充実など、働きやすい環境を整えると満足度が高くなるという結果が得られております。

このため県では、農業法人を対象とした労務管理や資格取得に向けた研修などを実施し、雇用就農者の定着率の向上に取り組んでおります。

また、離農者の農地を含む県内の荒廃農地は、平成26年から5年間で50ヘクタール増加しており、農地を農地として維持するためには、多様な担い手を確保していくことが重要である

と考えております。

このため、第八次長期計画では、担い手に雇用就農者を加えた人材を「みやざきアグリプレーヤー」として位置づけ、新規就農者の確保に加え、他産業からの参入推進や、半農半X等の潜在的な労働力を活用した新たな組織である「特定地域づくり事業協同組合」の設立を支援するなど、多様な担い手を幅広く確保・育成していくこととしております。

○右松隆央議員 今、部長のおっしゃった特定地域づくり事業協同組合は、令和7年度に3組織設立の目標を掲げておりますので、こういった新たな取組が、地域の多様な労働力の確保につながることを願っております。

続いて、本県におけるスマート農業の現状と将来展望について伺ってまいります。

5年半前の平成28年2月議会の一般質問で、これからの20年、30年先を見据えた農業を考える上で、欠くことのできない方向性はスマート農業であろうと、当時の郡司農政水産部長に問わせていただきました。

その際に、スマート農業は決して大規模農家だけが恩恵を受けるものではなくて、家族経営や中山間地を含めた小規模農家こそが、省力化や、本県が目指す儲かる農業を実現するために必要になるものだと申し述べた次第であります。

このスマート農業の進捗には大変大きな関心を持っておりまして、この数年間ずっと見てきたわけでありまして。

そこで農政水産部長に、大規模農家におけるスマート化、そして小規模、家族農業におけるスマート化が、本県においてどこまで進んでいるのか、また、今後の将来展開をどのように進めていく計画であるのか伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県における農業のスマート化は、大規模経営体では、農業機械の直進アシスト機能や生産管理システム等の導入が進みますとともに、小規模経営体を対象とした、水稻や露地野菜のドローンによる防除受託などの取組も進みつつあります。

中でも普及段階にあるものとして、施設園芸におけるICTを活用した複合環境制御装置が、平成26年度の4.5倍となる322戸に、また肉用牛では、発情発見装置が1.7倍の309戸に導入されており、令和7年度には、それぞれを680戸と420戸にまで拡大することとしております。

県としましては、スマート農業推進方針において提示した、誰でも、どこでも、楽しくできるスマート農業の将来像の実現に向け、令和元年11月に締結した宮崎大学及び国立の農業・食品産業技術総合研究機構との連携協定に基づき、施設園芸の高軒高ハウスにおける養液栽培技術や、肉用牛の飼養管理を効率化する高度なセンシング技術等の開発、人材育成等に取り組んでおります。

さらに、県内の幅広い農業者が効果を実感できるスマート農業の実現に向けて、新たに、機械の広域シェアリング等にスピード感を持って取り組んでまいります。

○右松隆央議員 続いて、コロナ禍での農産物・食品の輸出状況と、戦略の再構築についてであります。

国の統計では、今年上半期の農産物・食品の輸出は5,773億円と前年比32%増で、上半期としては初めて5,000億円を超えております。

特に牛肉、日本酒、果実など、家庭用需要に対応した品目が好調となっております。その中でも牛肉は前年比2倍強で、多様な部位の販売がポイントとなっており、富裕層だけでなく

中流層など幅広い層向けへの、消費者ニーズに対応したマーケットインの戦略が伸びた要因と言われております。

そこで農政水産部長に、今年の1月から6月の上半期における本県の農産物・食品の輸出状況はどのような数字になっているのか、また、コロナ禍において、海外需要のマーケットインに基づく輸出戦略をどう描き、どう構築していくのか伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 令和2年度の本県農畜水産物の輸出額は、コロナ禍の影響で年度当初は低調でありましたが、巣ごもり需要によるインターネット販売等が好調だったことに加え、感染拡大の抑え込みに成功した国・地域の需要回復により、過去最高の72億9,000万円となりました。

この傾向は今年上半期も続いていると見られ、特に本県の輸出額の7割近くを占める牛肉では、香港やアメリカ向けを中心に、県内で処理された牛肉の輸出量が、前年比170%を超える大幅な伸びとなっています。

県としましては、コロナ禍の消費行動を捉え、インターネットを活用したeコマースの取組強化や、調理方法、食べ方の動画をSNSやYouTubeで配信しますとともに、収束後の経済活動再開を見据えながら、取引先と連携したフェア等を支援するなど、引き続き生産者、関係団体と一体となり、マーケットインの視点で戦略的な販売促進・PR活動に努め、さらなる輸出拡大を図ってまいります。

○右松隆央議員 続いて、第12回全国和牛能力共進会での、4大会連続内閣総理大臣賞獲得に向けて、コロナ禍での進捗状況とその手応えについて伺ってまいります。

来年10月6日からの全共鹿児島大会は、畜産

王国である本県の、まさに威信をかけた大会となります。史上初の3大会連続、そして通算4度の内閣総理大臣賞の受賞は、全国最多であります。

今日の冒頭にもありましたけれども、11年前の未曾有の被害を被った口蹄疫を乗り越えて、翌年10月に日本一を獲得した長崎大会は、私も会場に足を運びましたけれども、今でもあの感動は忘れられないものであります。そして宮城大会と続き、宮崎牛のブランドは、確固たる地位を確立しております。

史上初、そして全国最多の記録を更新すべく日夜努力を重ねておられる関係者の方々には、本当に頭の下がる思いで、心から敬意を表する次第であります。

先月、種牛の部の地域代表牛61頭が選別され、来月、プレ全共が児湯家畜市場で開催されます。また肉牛の部は、出品候補牛80頭が、肥育農家20戸でしっかり管理されていると伺っております。

そこで来年、鹿児島県で開催される、第12回全共での4大会連続、内閣総理大臣賞に向けて、コロナ禍での手応えと意気込みを、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） いよいよ、第12回鹿児島全共まで1年余りとなったところであります。全国的に和牛の改良技術も向上し、回を重ねるごとにレベルがアップする中、最大のライバルであります鹿児島県は、開催県でありますので、相当な覚悟、そして必死の思いで臨んでくると思われまことから、これまで以上に厳しい戦いになる。我々としても、それ以上の思い、そして決意、覚悟で取り組んでいく必要があるものと考えております。

そのため、出品対策が本格化します本年度の

予算を、前年度より約3,500万円増額し、出品候補牛の導入支援対策を強化して取り組んでいるところであります。

また来月には、出品対策の確認と機運醸成を図るため、「出品対策共進会」いわゆる「プレ全共」を、新たに定めたコロナ対策のガイドラインに基づく感染防止に万全を期し、開催してまいります。本共進会は、入場制限を行いますことから、審査の状況を今回初めてユーチューブによりライブ配信を行い、畜産関係者のみならず、県民の皆様にも広く情報発信をすることとしております。

コロナ禍で様々な制限のある中、この全共を目指して種牛の部では、熱い思いで取り組む出品者、特に高校生を含め若い担い手が、真剣なまなざしで牛と日々向かい合っております。肉牛の部では、選り抜かれた候補牛が、本県を代表する肥育農家へと引き継がれ、丹精込めて飼養管理されるなど、それぞれの部門に手応えを感じているところであります。

来年の本戦は相当厳しい戦いになりますが、私が先頭に立ち、生産者をはじめ関係者及び県民の皆様とともに、「チーム宮崎」一丸となつて、「日本一の努力と準備」によりまして、前人未踏の4大会連続の内閣総理大臣賞獲得を目指してまいります。

○右松隆央議員 ありがとうございます。

農政水産部の最後に、1次産品や工業製品における物流支援策として、ストックヤードの整備について伺ってまいります。

委員会の視察等で調査活動をしていると、1次産品や工業製品の保管場所に限界があつて、事業の拡大がなかなか難しいとの声をいただく機会が多々あります。県外への輸送の経路地に、もし貨物の中継保管場所があればとの話

や、水産業であれば、水揚げ港近くや作業所、加工場の近辺に、もし急速冷凍庫があればとの話も伺った次第であります。

こういった声を聞くと、本県が、これから県外や海外展開を一層伸ばしていくならば、物流支援策として、商品の保管場所となるストックヤードの整備というものは、非常に重要な施策になってくると認識しております。

国では、物流総合効率化法を施行し、2者以上が連携して流通業務の総合化や効率化を図る事業者に対して、認定されれば、経費の補助や税制特例などの支援措置も講じているところであります。

そこで農政水産部長に、物流支援策として、ストックヤードの整備において、県はどのような対策や支援に取り組んでいるのか伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 農畜水産物の輸送の効率化や品質保持等の観点から、県外のストックヤード等の物流拠点の整備は大変重要であると考えております。

このため本県では、首都圏の川崎市にある県有地を活用し、プロポーザル方式により採択された県内の運送事業者による新たな物流拠点施設が、令和2年度末に完成したところでございます。

当該施設には、大容量の冷蔵・冷凍保管庫や、QRコードで荷物の情報を管理できるシステム等が導入されており、共同利用する食肉販売会社からも、配送拠点として作業の効率化が図られていると伺っております。

県としましては、ストックヤードなどの新たな物流網の整備等を進めるため、引き続き、業種業態の垣根を越えて連携を図るとともに、物流分野における省力化及び環境負荷軽減を推進するため、物流総合効率化法等を利活用した取

組を支援するなど、農産物や工業製品を含め、県産品の効率的な輸送体制の構築に努めてまいります。

○右松隆央議員 様々な知恵を絞っていただいて、県経済発展の後押しにつながるストックヤードの整備を、またいろいろと御検討いただくようお願いいたします。

次に、教育委員会に移ります。

いわゆる中1ギャップと言われる、新しい環境での学習や生活に不適應を起こしてしまうことを解消するために、小学校から中学校への円滑な接続を図ることを目指して、小中連携教育が進められてきました。

そして、制度的基盤を整備するに当たり、平成27年6月に、学校教育法等、関係する法律が改正されて、5年前の28年度から小中一貫教育が制度化されたところであります。

また学習内容が、中学になり——先ほど言いました中1ギャップですが——急に難しくなると感じたり、授業のペースが速くついていけなくなるといった、こういった解消以外にも、小学校の高学年ぐらいから、児童の身体的発達、例えば思春期であるとか、あるいは身長、体重の増加が、以前より早まってきている傾向もあつたりとか、あるいは自己肯定感や自尊感情に対して、小学校高学年から急に否定的になる傾向もあつて、4・3・2制など、接続を柔軟に考えることの必要性が出てきたことが、この小中一貫教育が広がりを見せてきた背景にもなっているところであります。

そこで教育長に、本県における小中一貫教育の取組状況とその成果について、そして今後、市町村においてさらなる取組が見られるのか伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県の小中一貫教

育校は、平成18年度に、県内で最初に日向市立平岩小中学校が開設され、直近では平成30年度に、新富町立上新田小中学校が開設されておまして、現在18校となっております。また、義務教育学校は、本年4月、美郷町に2校開設しており、今後、令和4年度に延岡市、令和5年度に木城町が開設を予定しております。

小中一貫教育の成果といたしましては、中1ギャップの解消や不登校の減少、異なる年齢の子供たちとの交流の深まりなどが挙げられます。

県教育委員会といたしましては、近年変化してきている児童生徒の発達の状況に合わせるためにも、小・中の区切りに限らない柔軟なカリキュラム編成ができるというメリットを生かすことも、今後、小中一貫教育を進める上で重要であると考えております。

そのため、宮崎県教育振興基本計画におきまして、小中一貫教育に係る情報の収集や提供等を行うことで、各市町村教育委員会を支援していくこととしております。

○右松隆央議員 引き続き、GIGAスクール構想の早期実現について伺ってまいります。

文科省は、1人1台端末は令和の学びのスタンダードとして、多様な子供たちを誰一人残すことなく、子供たち一人一人に公正に、個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現に向け、全力を挙げて取り組んでいるところであります。

そこで教育長に、1人1台端末並びに一体的に整備するとされている高速大容量・通信ネットワークの整備は、直近においてどのような状況にあるのか、また、学びの保障として補正予算措置も取られましたGIGAスクールサポーターの配置状況がどこまで進捗しているのか伺

います。

○教育長（黒木淳一郎君） まず、学校ICT環境の整備につきましては、全ての公立小中学校におきまして、1人1台の学習者用端末及び校内通信ネットワーク環境は、先月の8月末で整備が完了いたしました。

また、県立高校におきましては、校内通信ネットワーク環境は全ての学校で整備が完了しており、学習者用端末は、年度内にはおおむね2人に1台の整備が完了する予定であります。

次に、GIGAスクールサポーターの配置につきましては、例えば、宮崎市では3名を配置しており、10市町村で21名を配置、もしくは配置予定となっております。

最後に、教職員のICT活用指導力向上の取組につきましては、今年度、全県立学校にICT教育推進リーダーを配置し、各校の中核となる教員の育成と、その教員を中心とした推進を図ることを目的に、定期的に研修会を実施しているところであります。

今後引き続き、GIGAスクール構想の早期実現に向け、環境整備と人材育成にしっかりと取り組んでまいります。

○右松隆央議員 教育委員会での最後に、教員免許制度の廃止と、教員の採用倍率低下に伴う教員の確保策について伺います。

文科省は、8月23日の中央教育審議会で、教員免許に10年の有効期限を設け、更新の際に講習を義務づける、教員免許更新制を廃止するまとめ案を示し、来年の通常国会で法改正し、最短で令和5年度にも廃止するとしたところであります。

一方で、自治体や大学などと連携して、教員が資質向上のために学び続けられる制度の構築も検討するとしております。更新しなければ職

務を失うといった形式的なものから、真に必要な支援へと、発展的に解消していくとの方針を、文科省は示したところであります。

また、今年の春に採用された公立小学校教員の採用倍率が、全国平均で2.6倍となり、過去最低であった昨年度の2.7倍を下回るとの数字も目にしたところであります。

そこで教育長に、このたびの教員免許更新制の発展的廃止の方向性をどう受け止めたのか、また、今年の公立小学校教員の採用倍率の詳細と、教員確保に向けた取組をどのように進めていくのか伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 教員免許更新制につきましては、国が実施したアンケート結果によりますと、最新の知識・技能を修得できたという意見がある一方で、講習の時間や費用等が対象教員の大きな負担となっていたことがうかがえます。

本制度の廃止は、働き方改革等の課題解決に向けた意味のある判断であったと受け止めておりますので、更新講習に代わる新たな研修体制の構築につきましては、国の動向を注視しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教員の採用倍率につきましては、特に小学校におきまして、10年前の平成23年度には13.6倍であったものが、昨年度は1.9倍に低下しております。

なお、現在、来年4月採用分の試験を進めており、最終決定は3月の予定ですが、小学校の応募倍率は1.6倍となっております。

県教育委員会といたしましては、年齢制限の撤廃や、県外での試験実施、SNSを活用した情報発信や大学との連携等を積極的に進め、今後とも、優秀な人材確保のための取組を推進し

てまいります。

○右松隆央議員 応援しておりますので、頑張ってください。

次に、企業局で1問伺います。

現在、企業局で、脱炭素社会の実現に向け、企業局のキャッチコピー「ひなたの恵みで 新たな未来」をイメージしたロゴマークを募集していることを目にしました。

そこで企業局長に、このたびのロゴマークを募集する目的と、現在の応募状況について伺います。

○企業局長（井手義哉君） 企業局ロゴマークの公募につきましては、企業局の取組を県民の皆様幅広くPRするとともに、局職員の士気の高揚を図り、もって事業の円滑な推進に資することを目的としております。

今回の公募に先立ちまして、局のキャッチコピーを、先ほど申しただいたように、「ひなたの恵みで 新たな未来」と定めたところでありまして、そのイメージに合ったロゴマークを8月から募集しております。

募集は、企業局のホームページを通じて10月末まで行いますが、現時点で27件の応募が寄せられており、12月19日に、皆様に親しまれるようなロゴマークを発表させていただく予定であります。

企業局といたしましては、これまで80年以上にわたり、水力発電を通じ再生可能エネルギーの安定供給に努めてきたところでありまして、今回のロゴマーク募集の取組を通じて、県民の皆様のご理解を深めながら、本県の恵まれた水資源を有効活用し、脱炭素社会の実現に貢献してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ロゴマークの発表を楽しみにしております。

代表質問の最後に、警察本部長に、サイバー犯罪の捜査力強化に向けた取組について伺います。

近年、インターネットを使った犯罪が大きな社会問題ともなっているところであります。ネットに少々関心がある程度では分からないような、実に犯罪が巧妙化しているとの印象も受けております。

そこで、直近の昨年において、県警が受けたサイバー犯罪絡みの相談件数と検挙件数が何件だったのか。また、増加傾向にあるのかどうかと、どういった犯罪が多いのかも併せて伺います。

○警察本部長（佐藤隆司君） 令和2年中のサイバー犯罪に関する相談件数でございますが、架空請求など、詐欺・悪質商法や迷惑メールに関するものなど2,311件、前年に比べて433件増加しております。検挙件数のほうは55件、前年に比べて1件増加しているところであります。

犯罪の傾向としては、通信事業者や荷物配送業者を装った偽の電子メール、ショートメッセージによって、クレジットカード情報を盗み取る、フィッシングの手口が急増しているところでございます。

○右松隆央議員 これからも、県民への注意喚起をよろしくお願いします。

サイバー犯罪に関する捜査力の強化は、これからますます重要になってくると考えております。本県のサイバー犯罪に関する捜査力の強化に向けた取組状況について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（佐藤隆司君） サイバー犯罪捜査能力の強化を図るための取組ですが、宮崎県警では、サイバー犯罪捜査官を採用しているほか、今年度から、情報工学に精通した人材の確

保を目的に、警察官特別採用試験を実施いたします。

また、部内のサイバー犯罪捜査検定の実施や、情報系の国家試験合格を目指した教養プログラムのほか、サイバー犯罪対策課に1年間の任期で他部門の捜査員を配置し、高度な知識を習得させる、サイバー犯罪捜査研修制度も運用しているところでございます。

今後ともサイバー犯罪捜査能力の強化に努め、サイバー空間の安全を確保するための取組を推進してまいります。

○右松隆央議員 ありがとうございます。

知事は大分お疲れのようでございますが、私も、この質問をつくるために100時間以上使って、今、疲れのピークなんです。ですから、やはり聞くトップリーダーは一人しかいませんので、知事しかいませんから、ぜひそういったところも、やはり周りから見られているということをぜひ意識していただきたいと、私は思っています。

今日は本当に厳しい質問をさせていただきましたが、今は有事ですから、宮崎を何とかしないといけない、そういう思いで質問させていただきましたので、ぜひ御理解いただきますことをお願い申し上げまして、私の代表質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時57分散会

